監獄協會雜誌

第貳拾六卷
第四號

監獄協會雜誌第二十六卷第四號目次

○論　說……（一頁）
○結社的若くは集合的犯罪の傾向に對する刑事政策論……佛國法學博士　原　夫次郎……（一頁）
○免囚保護事業の將來……伊藤俊光……（一三頁）
○講　演
○輸出奬勵と輸入防止に就て……農商務省商品陳列館長　鶴見左吉雄……（二二頁）
○資　料
○釋放四ヶ年後の狀態……和歌山地方裁判所長　玉置直矩……（四四頁）
○獨逸に於ける受刑者數……法學士　辻　敬助……（四四頁）
○雜　錄
○初めて開かれたる獨逸の特設未成年監（承前）……（四四頁）
○放縱なる露國監獄生活（異邦に楚囚の身となりて四ヶ年の歲月を閱せる一邦人の談）……（四九頁）
○談　叢
○安濃津監獄の新築に於ける工事上の困難……鈴木典獄談……（五三頁）
○統　計
○大正二年二月末日現在在監人員表……（五三頁）
○大正二年二月末日現在受刑者罪名表……（五三頁）
○大正二年二月末日現在監人員在監獄別表……（五九頁）
○寄　書
○新入監者の身神狀態……長野　白井　生
○川越幼年監を訪ふ……香　川　生
○婦人犯罪と月經姙娠上の關係に就て……秋田　根守政規……（八〇頁）
○通　信
○屠物より得たる經驗……長崎　杉野典獄通信
○追吊法會と保護……尾道分監教誨師　法喜連乘報
○長野縣下に於ける保護事業概況……長野　白井勇松通信
○縣下免囚保護の狀況……宇津宮　逸見典獄報
○各地に成れる免囚保護會……水戸だより
○縣下保護教團の成蹟……大分　大分監獄報
○十勝及び釧路免囚保護會の新設……十勝　十勝監獄報
○保　護
○中央保護會と加監者○全國各保護會代表者の會同○千葉縣下に於ける保護組合……（九五頁）
○彙　報
○クローネ氏逝く○第五期監獄官練習所開所式○殺傷事故○逃走事故○福岡監獄の移轉○構成法と遺失物の部分的改正○司法省監獄公文……（九九頁）
○叙　任……
○會　報……

結社的若くは集合的犯罪の傾向に對する刑事政策論（承第二十六卷第三號）

佛國法學博士檢事　原　夫次郎

第二備考　共犯の場合に於ける多數犯罪者の關係を過度に重大視し若くは誇張することを要せざること是なり蓋し從來の立法例に於て多少犯罪的結社集合の影響を輕視したるの跡ありしとするも今日夫の一部學者の唱道するが如く決して全然之を輕蔑したるにはあらざるを以て今俄かに之を反動的に過度に重大視し所謂角を矯めて牛を殺すの類に陷らしめざらんことを要し要は犯罪

の主なる原動力を觀るに在り夫の徽罪と重罪を通じて常に最も多く出現する所のものは犯人個々に行はる所謂單獨犯にして例へば殺人罪の如き多くは殘忍酷薄なる惡資性者の孤獨の力に依りて思考し且つ實行せらるるを常とす而して此等惡虐の犯行は人をして屢々孤獨の犯行にあらざることを疑はしめ爲めに虛無の共犯者搜査の爲め痛く司法警察官を煩はし豫審を延滯せしめたるの實例に乏しからず往年夫の「ダミアン」(Damiens)事件「ルーヴエル」(Louvel)事件「カゼリオ」(Caserio)事件「トロップマン」(Troppmann)事件の如きは此適例にして此等事件は當時盛んに其共犯者を搜査せしと雖も固より單獨犯なりしが爲め終に其共犯者を發見せざりしは洵に其所なりとす加之一般に單獨犯は其犯人を發見するに困難を極むる點に於て共犯よりは遙に危險あるを免れざると同時に犯人の擅に重大なる犯罪を敢行して顧みざる點に於て危險あるを免れず何となれば單獨犯人は其爲したる犯行の孤獨なりしが故に己れ獨り其秘密を保有しつゝ之れを祕すること易く且つ一旦事發覺するも自ら隱逃することも容易なればなり故に思慮周到なる犯人は往々にして大膽不敵の大罪を敢行して憚から

ず而も終に法網を免るゝことあるは吾人の屢々耳にする所にして此等巧妙なる犯人は其度を重ぬるに從ひ其技は智能と共に益々熟して獨り神出鬼沒し決して他の倡伴者を提契せざるなり於此乎堪能なる司法警察官檢事豫審判事は能く這般の消息を了解し共犯の單獨犯に比して遙に搜査に容易なるを知るが故に事に當りて先づ共犯なるや單獨犯なるやを洞見せんとするを常とす依是觀之夫の惡奸獰猛の根底强く之を敢行實現するに極めて勇悍橫暴なる單獨犯人の危險性は他の助力共同を俟て其惡性を恣舞し活動する所の緩漫なる共同犯人の危險性よりも遙に重く且つ恐る可きことを論證し主張することを得ざるか(?)

以上二備考を前提したるに依り以下順次前揭二ヶの議題を論述せんとす

第一議題　犯罪の結社若くは集合體か未た犯罪を爲さゞるに先だち其結社若くは集合體自身を所罰し得可きや又所罰せざる可からざるか

此議題の論述に於て先つ最初に講究す可きは總て犯罪の與知協同者其ものを他の一般犯罪成立要件を具備したる明瞭なる犯罪と同一に犯罪たらしむること

を相當とす可きや否やの問題是なり

抑も犯罪の目的下に集合したる結社體の構成事實其ものを犯罪と看做したる思想は一部學者の信するが如く決して新思想には非ずして從來諸國の立法例に於て該結社體を恰も現在活動したる犯罪と同一表示なるか如く看做して之か所罰規定を設けたるを觀る現に我佛國刑事法に於て所罰の特性を規定する所のもの即ち一は夫の所謂罪惡者の集合結社に關し他は內亂若くは外患の陰謀に關すの

其罪惡者の集合結社に關しては西曆一千八百十年の同國刑法第二百六十五條乃至第二百六十八條の規定する所にして此等の規定は總て佛國古代より大革命の時代にまで存續したる夫の掠奪黨の群を制禦し防衛せんが爲めに設けたるものにして未だ今日の如く交通機關の發達せざる當時に在りては彼等掠略の徒黨は各所の山林河川に潛伏して時に應し機を見て或は人道に出沒し旅客の金品を掠略し或は河川の舟筏に現出して乘客を脅して同しく金品を强奪し甚しきは婦女を略取して之を姦し之を殺すを厭はす尙は甚しきは彼等大擧して村落を襲ひ其罪惡を逞ふするに至る而して其徒黨は何れも結社體を組成し親分子分の別あ

りて其間規律制度を設け收益の配當額を定むるを常とするか故に其徒黨は未た現實に掠略を實行せずと雖も其徒黨の組成其もの既に世人を恐怖するを以て之を宛も既成犯罪の如く所罰せんことを要求して已まざりしなり然るに夫の第一世「ナポレオン」か强力世の罪惡を禁制せんか爲め極めて良好なる憲兵警察制度を制定したるのみならず尙ほ國內各所の關所を廢して換ふるに到る所監守に容易なる良好の道路を修理し次て鐵道の創設を見るに及んで漸次此等の徒黨其影を晦ますに至れり唯十九世紀の下半季に於て僅に其二事例を裁判所に見出したるのみ故に今日に在りては如此事態殆んと廢絕に歸したりとも謂つ可きか

然りと雖も爲めに一般犯罪の集會結社が今日の犯罪社會に於て決して隱遁消散したりと云ふを得ざるのみならす又委徹衰弱したりと云ふを得す蓋し現在に於ける罪惡者の集會結社は右の如く山林河川のものにあらすして主として大都會の地に行はれ其構成も亦自ら趣を異にし唯舊來の階級制度を存し親分子分の誓約に依りて結束を堅ふする所の稍變體的殘黨は今日夜間に於て行人稀なるの頭街衢の巷に出沒して或は不意打盜罪を働き往々危險なる殺傷罪併行するもの

あるの外殆んど前記「ナポレオン」法典の豫見したる罪惡者の集合結社を制禦する犯罪規定を脫せんとする新形體を現はし來り世人は此等舊規定の恢復を夢みざりしか近時夫の無政府黨の罪惡者が不祥なる流行を逐ふて佛國內に炸爆せしより終に再び該舊規定の恢復を觀るに至り實際に此等無政府黨の布敎誘導者に對する蒙過抑制を爲さんが爲め世人は先づ所謂罪惡者の集會結社の意義を修正確定せしめざる可からずと信じたり(未完)

免囚保護事業の將來

伊藤俊光

免囚保護事業の再犯豫防上最も必要なるは夙に社會一部の人士に依りて唱導せられたりしと雖ども從來其勢甚だ振はず全國を通じて漸く六七十の保護會の存立するありしのみ而して既存の保護會と雖ども其二三のものを除く外は纔に之を維持するに止まれり然るに近年に至り在監者の劇增せる殊に殺人强盜等慘

忍酷薄の犯罪續出せる結果は痛く社會の人心を刺激し益免囚保護の必要なることを想到せしめ司法當局又銳意之れか奬勵に努力せらるゝあり吾人をして漸次斯業の曙光を認むるを得せしめたるに際し偶昨年七月國家の一大凶事に遭遇するや社會一般に深甚なる感動を惹起し次て恩赦令の降下ありて幾千の在監人は覆載啻ならざるの天恩に浴し出獄せるに至りたるより茲に一層免囚保護の緊切なるを感知せしめ爲に各地方競ふて保護會を設立するものあり今や全國の保護會は其數を劇增して二百有餘を算するに及びたるは社會の爲め實に欣喜に堪へざる所なり殊に近時保護事業の經營の多數か佛敎僧侶に出たるは珍しき現象の一にして大に注意すべき所なりとす

免囚保護會の各地方に勃興せんとする機運に向ひたる此際一方中央に於ては我監獄協會の發起に依りて中央免囚保護會の創設あり以て全國の保護會を統一し且各保護會間に聯絡を保たしめて其活動を便にし大に斯業の發展を期せんとするあり羽檄一たび飛びて全國の保護會は翕然として起ち孰れも其旨趣を贊して之に加盟聯合し此に全く中央保護會の成立を見るに至りたるは將來斯業の進

展に幾多の便宜を與ふべきを疑はざるなり

然れども翻て之を思ふに由來免囚保護の事業は至難なる事業なり其勢の多くして比較的其効果を收むることの難きは吾人の經驗する所たり今日雨後の筍の如く各地に現出せる保護會が果して能く健全の發達を遂げ社會の要求を充すことを得べきか即ち我免囚保護事業の將來は如何是れ未決の問題たるを免れざるなり

回顧すれば明治二十二三年の交各地方に於て慈善家宗教家の發起に依りて保護會の經營せられたるもの頗る多し而して大概其設施方法を誤り一時に多額の寄附金を募集し一大保護場を建築し幾十の出獄者を收容して場内の作業に從事せしめ且逃亡者を防禦せんが爲め場内の規則を嚴にし所謂第二の監獄を造りたるの觀ありて會内外の批難を受け閉場の止むべからざるものあり或は其間當事者に野心を包藏せるものありて不正の利益を計り遂に之を維持すること能はざるの悲運に終るものあり甚しきは寄附金の募集手段と稱し屢人を會して盛宴を開き寄附金の多くは之を雲散霧消に歸し未た其第二の監獄なるものすら之を見

ること能はずして早く壞滅するに及たるものすら之れあり即ち忽ちにして興り忽にして仆れ失敗に終りたるもの尠からずして其今日に存留せるもの幾何も之れ無し而して此泡沫的保護會に因りて贏得たるものは只社會一般の同情と信用とを失墜し長く保護事業に餘毒を留めたるものあるのみと云ふ爾來星移り物變り社會百般の事物其面目を洗新せる今日に及んで更に舊夢を再現するの愚なきは吾人之を信じて疑はざる所なりと雖ども大凡事業の勃興するに當り一種の事業熱の伴隨するは往々見る所の事實ならずや而して熱力の迸出する所徒らに其規模を擴大にし事業の性質と相伴はざるに至るものあるにあらずや加ふるに從來保護事業に經驗無くして始て指を斯業に染めし人も全く之れ無しとせざるを以て經營者たるもの今に於て警戒を加へ萬違算なきを期せざるべからず若し然らずして一旦其の設施方法を誤るものあるに於ては斯業の危機此に埋伏し他日臍を噛むも及ばざるものあるべし

惟ふに斯事業の如きは必ずしも多くの資力を要せざるなり宏大なる建築物を有し多數の出獄人を一所に收容せんとすればこそ巨多の資力を要すべけれ然れ

ども是れ保護の方法として宜しきを得たるものにあらず蓋し出獄人の精神及身體を保護し殊に口入の方法に依りて各自其職業に就き安んじて社會生活に入ることを得せしむるを以て適當なる方法とす西洋諸國の行ふ所然るのみならず從來の實驗せる所亦然りとす是を以て保護會としては多くの資力を有せんよりは社會一般の同情と援助とに依賴するを以て最も便利なりとすべし惟ふに我邦に於ては出獄人に對しては今尙一種厭惡の念を有し徒に之を排斥するの風あり西洋諸國の社會か出獄人に就ての觀念と自から異なるものあり故に出獄人をして其性格職業敎育習慣に因りて職業を紹介し各其所を得せしめんこと困難なるべしと雖ども斯業の經營者たるもの同胞共濟の本義と犯罪の社會的缺陷に因由する所以とを宣明し一般の同情心に訴ふるに於ては舊來の習慣を一洗すること必ずしも至難の事にあらざるべし故に今日の保護事業經營者たるものは彼の屯田兵の如く宜しく且つ戰ひ且つ耕すの決心を以て事に當り一面出獄人の保護に任ずると與に社會の同情心に訴へ以て事業の前途に開拓を試むるの努力あるを要す

論說

次に免囚保護事業の經營上最も必要なるは保護主任其人を得るにあり保護の實行者にして直接責任者たる保護主任は博愛慈善の精神に富み堅忍不拔の志操を有し能ふべくんば常識に富み廣き交際を有するの人たるを要す凡如何なる事業と雖ども經營者に適任の人物を得ること最も必要なれども斯業の如き精神的事業の局に當るものに就ては殊に然るものあり其人を得ると否らざるとは直に事業の興廢盛衰に關するものあり又縱令保護主任其人を得ると雖も敎誨師其他監獄職員の片手間仕事に委するが如きは甚だ不充分にして其實效を收むること頗る至難なるべし固より適任の人物を得んとするには相當報酬と禮遇とを以てせざるべからざるは言を待たずと雖ども區々たる報酬を厭ふて不適任の人物に甘んずるが如きは窮めて吝嗇なる所業たり安物を購ふの却て不經濟なるを思へば他の費用は之を節約するとも主任者の報酬の如きは可成之を厚くし以て適任の人物を招致するを要す要するに保護主任に其人を得ると施設方法の宜しきを制するとは其經營上最も重要の事件にして保護事業の將來成否如何の問題は懸りて此に存すと謂ふも決して過りなきを信ず刻下保護事業勃興の時運に際し吾

人敢て苦言を呈して憚らざる所以のもの豈に他意あらんや一に斯業の前途に關し聊か杞憂する所あればなり吾人は茲に我保護事業經營の諸氏に對し敬意を表し併せて斯業の健全なる發達を祈る



講演

輸出奬勵と輸入防止に就て（承前）

農商務省商品陳列館長　鶴見左吉雄君

第二に此貿易の内容は今申上げました通り非常に改善されたと申しましたが成程改良されて宜くなつたには相違ございませぬが、茲に諸君と共に憂ふべきことは日本の貿易は年々歳々輸入超過をやつて居るのであります。是は細かく説明を要せず御承知の通り日本から外國へ出る品物の高よりも外國から日本へ這入つて來る品物の分量の方がズット多いのであります。昨年は非常な輸入超過を致しまして約九千二百萬圓といふ大きな輸入超過をしたのであります。日本はズット明治元年頃からを見ましても始終輸入超過の盛んな國でありまして、明治元年に九年それから十二三年頃から二十七八年までに至る間が輸出が稍々超過をして居つたことがあつたのみで後とは殆ど輸入超過ばかりであります。唯だ近來は四十二年に於て聊かの輸出超過があつたきりでそれ以來は常に輸入超過をして居るの

であります。年々歳々輸入超過である。昨年が九千二百萬圓前年の四十四年には六千六百萬圓、其前年の四十三年には五百八十萬圓年々斯ういふ風に輸入超過をして居つて品物を澤山外國から買ふ爲めに外國へ金貨を流出するやうになつて居るのであります。又原料品が大分殖へましたといふけれども是等もまだ〳〵日本の工業の發達の上から見ますと原料が餘計這入らぬと仕方がないのでありまして是から先きは一層工業の發達に伴れて原料品の輸入の多くなるといふことはどうしても考へて居らなくてはならぬことであらうと思ふのであります。唯だ茲に殘念のは先刻も申上げた通り大抵日本に於て工業品が出來るやうになつたにも拘らず未だ全製品として輸入して來るものが澤山あるのであります。是又何とか諸君の御考慮を願はなくてはならぬことであらうと思ふのであります。茲に少し申上げて置きたいと思ひますのは輸入超過といふことは近來朝野共に之を研究をして日本の貿易は輸入超過であつて誠に困つたといふ議論が多いのであります。誠に其通りでありまして輸入超過といふことは忌むべきことに相違ないのであります。去ながら輸入超過それだけを見ますと必ずしも忌むべきものでなからうと思ふのであります。若しも貿易に於て輸入超過があつて見ても貿易以外に於て何か國際的の輸入が澤山あつたならば餘り心配はないのであります。例へば貿易以外の收入と申しますれば銀を取つて來るとか、保險會社の事業が外國に行はれて澤山の金を取つて來る。或は外國に日本人が投資さして向ふで事業を起す。さうして其利益が日本に這入つて來るといふやうなものが澤山ある、或は又外國から澤山船舶の註文を受けて日本でこれを造つて送るといふやうなことがありますと、それ等の收入が多くなれば假へ輸入超過がありましても必ずしも心配がないのであります。何所の國を見ましても發達した盛んな國は何れも輸入超過をやつて居る、英吉利を初めとして獨逸、佛蘭西、伊太利、白耳義其他の諸國を見ましても總て輸入超過をやつて居るのであります、去ながら是等の諸國は何れも今申上げた通り貿易に於てこそ輸入超過であるけれども他の國際的の收入に於ては遙に澤山金を取つて來ることが出來るのであります。それ故に如何に貿易に於て輸入超過があつても其國の富は更に減少することがないのでありまして駸々として進歩して行くのであります。去ながら日本のやうな國で國際的の收入が至つて少ない、貿易に於ても輸入超過をする、其他の貿易以外の收入に於ても餘り澤山ない、却つて出す方が多いといふやうな國であつては、若しも年々歳々續いて此輸入超過があつたならば誠に前途寒心に堪へない次第であると思ふのであります。之に就て二三の例を申上げますと伊太利の如きはアヽいふ小さな國でありますけれども貿易に於てこそ輸入超過が澤山ありますが、貿易以外に於て非常に國際的の收入が澤山あるのであります。其一例を申上げて見ますと移民から送つて來

る金の如きは莫大のものであります。伊太利の人口は約三千五百萬人で其人口の七分の一即ち五萬人以上は海外に出稼ぎをして居るのであります。其國民の七分の一といふものはせつせと海外で働いて本國にドン〳〵金を送つて居るのであります。南米諸國、北米諸國歐羅巴の各地方及び亞細亞方面どの方面へ行つて見ても伊太利人は根氣能く働いて居るのであります。有らゆる勞働に從事し有らゆる產業に從事して其儲けた金を本國に送つて來る。其金の高は一年に幾ら少ない時でも四億から六億萬圓以上に上つて居るのであります。此貿易の以外に於てさういふ大きな財源がある。又同じ伊太利の例を取つてお話し申上げますと伊太利には非常に外國人が澤山遊びに來るのであります。外國人を歡迎して外國人の遊覽客を誘致して愉快に遊ばせてさうして金を落させる。例へば伊太利のベニスであるとかフロレンスとか羅馬とかへ行くと昔の古い歷史のある土地柄であるからでもありませうが「ホテル」であるとか或は遊覽場に就て有らゆる設備をして外國人が其所へ來て一週間や十日滯在して見ても其時日が直きに經つて仕舞ふ。迚も此土地を見物するにはどうしても一个月以上滯在しなければ見物がしきれないといふやうなやり方になつて居るのであります。さうして「ホテル」であるとか料理屋であるとか遊覽場の設備が誠に能く出來て居つて、鐵道の聯絡に就ても遺憾なく行はれて居るのであります。それ故に外國人が歐羅巴の極樂の如く思つて彼所に澤山遊びに來る。さうして其落す金は

非常に大きなものでありまして、或る經濟學者の統計に依りますと、一年に伊太利の國へ來て亞米利加人と歐羅巴人の落す金だけでも九億萬圓以上あるだらうといつて居ります。斯の如き大きな富源を有つて居るのであります。又英吉利に致しましても是は申すまでもなく諸君の御承知の通り世界文明の中心といはれて世界の人は澤山彼所に集まり、銀行業の發達して居る、又諸會社の發達せる造船業の發達して居るといふやうな非常に經濟的の進歩がある爲めに澤山の金貨を世界から吸收するのであります。それ故に貿易の上に於ては多少の輸入超過があつても何等顧慮する所はないのであります。獨逸の如きも澤山の移民を海外に出して伊太利を初め巴爾幹地方亞米利加及ひ亞弗利加各地方には獨逸人の勢力は非常なものであります。是等の土地の各種の事業に資本を投して其儲けた金をドン〳〵取つて行くのであります。何れの國でも斯ういふ經濟上の爭ひをして居るのであります。然るに飜つて日本の內狀を見れば如何であるかと申しますと日本に於ては第一に移民から送る金はどれ程あるであらうか、せめて伊太利の十分の一もあれば宜いかそれにも及ばないのであります、伊太利が四億萬圓から六億萬圓といふ金を移民から受けて居りますが、日本では北米合衆國なり布哇或は近來は墨西哥方面或は滿洲支那方面に澤山出て居ります。其數が全體合せて見ました所が二十八萬人を出て居らないのであります。又其送る金も幾ら澤山の時でも二千七百萬圓を出でないのであります。誠に微々た

るものでありあます。又外國人が日本へ來て落す所の金はどうであるかと申しますと何等外國人を遊ばせる所の設備も出來て居らぬのである。「ホテル」も完備して居らぬ。遊覽地其他に致しても誠にお話にならないのである。それ故に外國人が來た所が金を落すといふことは如何にも少ない。直き去つて行つて仕舞ふ。日本に金を使ひに來たのであるが金を使ふ方法がないから去つて仕舞ふといふのは日本に觀光に來た所の金持の外國人の等しく語る所であります。それ等の金が幾ら澤山取れた時でも是又二千六百萬圓に過ぎないのであります。一番大きな財源はさういふものであります。其外近來は日本郵船會社の船が歐羅巴に行く、亞米利加でも行く、東洋汽船の船も大阪商船の船も米國にも行けば南米にも行くから、非常に澤山の收入があるかと思ひますけれども是誠に微々たるものでありまして是等の收入を合せて見ましても保險會社の費用であるとか一切の費用を合せて見ても七八千萬圓にて上らないのであります。却つて此日本が海外に使ふ所の金と這入つて來たもの即ち日本が英吉利に軍艦を註文した、外國に品物を送るに外國の船に日本の貨物を載せた、外國人が日本內地に來て仕事をして居る、其利子を拂ふ又た國債の原利の支拂等それ等の全體を合計致しましてさうして收入を計算して見ますと殆ど手一杯になつて仕舞ふのであります。貿易に於て年々輸入超過をして居る、貿易以外の收入に於てもさういふ情ない狀況にある。斯う申して見ますと一つも喜ぶべきことはないのであります。國際間の收支の上に於ては全然日本は債務國の狀態になつて居つて此狀態が數年續いたならば如何に吾々が働いた所が日本の疲弊といふことは免れぬ狀況にあるのであります。それ故に常に余々は何とか工夫をして日本の貿易を盛んにしなくてはならぬ。即ち貿易といひましても輸入を少なくして輸出を盛んにしなくてはならぬ。さうして輸入超過所ではない輸出を超過させて海外から金貨を取つて來なくては日本の經濟の基礎が破れるのであるから朝野共にそれに向つて全力を擧げつゝあるのであります。

又輸出品に就てお話を申上げますと、日本は輸出品といふものは誠に情ない狀況にあるのであります。今お手許へ上げて置きました表を御覽下されてもお分りでございませうが、絲を除きましてどういふ大きなものがあるかと申しますと誠に情ないものである。日本は一千萬圓以上出す品物は七つしかありませぬ。其中一番大きいものは生絲である。それから其次が綿織絲それから茶であるとか燐寸であるとか製帽用眞田、石炭といふやうなものしかないのであります。五百萬圓以上のものも六つ位しかない。後とは小さなものであつて誠に重みのない輸出品であります。何所の國でも貿易の進んだ所は非常に大きな數量額のある輸出品を有つて居る。例へば英吉利が海外に輸出するものは何んであるかといふと機械である。それから羅紗類、木綿織物といふものを出す。是等は一品で數億萬圓を出すこ

とが出來る、機織の如きは今出して居る高は二億八千萬圓以上に上る。綿織物を印度に出して居る高ばかりでも三億萬圓からに上つて居る。一つの商品であつて實に分量の大きなものであつて重みを有つて居る商品が多いのであります、獨逸に致しましても亞米利加に致しましても進んだ國は皆立派なる商品、機械であるとか或は化學製品、織物であるとか有要な大きな商品を有つて居るのであります。ところが日本の商品を見ますと誠に今申上げました通り情けない狀況である。何んとか此根據のある重みのある立派の輸出品を作る計畫をしなくてはならぬのであります。工業は大分緒に付いたといふものゝ未ださういふ立派の製品を有たぬのであります。日本が海外へ輸出しまする機械の高は僅に百六十萬圓、此機械はどういふものであるかと申しますと名古屋邊で出來まする機織機械或は印刷機であるかといふやうなものが重でありまして實にまだ機械としては微々たるものであるといふより外ないのであります、唯だ玆に聊か近來喜ぶべきと思ひますのは輸出商品の中でも實用品が段々殖へて參つたことであります。或は綿織物であるとか貝釦であるとか「ブラシ」であるとか食料品であるとか水產製造品といふやうなものが大分殖へて參つた。斯ういふものは無限の需用を有つて居るものでありますから又殖へ得るものであらうと思ひますから聊か喜ぶべき現象であります。

それから市場が擴大された。即ち販路が非常に擴まつたといふことを申しましたが、是又仔細に海

外の事情を見ますと未だ油斷の出來ない點が甚だ多いのであります。日本の商品は世界中の各地に販路を有つやうになつて參りましたけれども、私共の親しく見て參つた所に依りますと歐羅巴の中でも墺地利の邊では日本の商品は市場に這入つて居るのでありますけれども、それから東の方即ち此頃戰爭をして居る所の巴爾幹半島であるとか土耳其といふ方面になると殆ごまだ手が着いて居らぬやうな次第である。又亞細亞の中でも印度から西の方に參りますと殆ごまだ手が着いて居らないのであります。印度と申しましてもカルカッタ孟買の二港だけであつてそれから奥に這入ればまだ殆ど日本人の手が着いて居らぬのであります。近來世人から頻りに注目されて居る所の蘭領印度の如きも僅に此兩三年前から人が眼を着けたに過ぎませぬが未だ是も深く進んで居るといふ域に達しないのであります。又南米諸國の如きも是又殆ど手が着いて居ないといつて宜いのであります、僅に歐羅巴を通つて少々行つて居るに過ぎない。是等の土地に向つてはまだ〳〵餘地があるのでありますから相當の注意を用ひたならば日本商品の販路はまだ〳〵あるだらうと思ふ　（未完）

資料

釋放囚一ヶ年後の狀態

和歌山地方裁判所長　玉置直矩

和歌山地方裁判所長判事玉置直矩氏は豫て一定期間を經過せる出獄人の狀態如何を調査し刑事政策上の參考に資せんとの希望を有せられしが今回左の調査を遂げ監獄局長に寄せられたり此調査は言ふ迄もなく氏の苦心に成りたる者にして又最も重要なる調査の一たるを失はず仍て茲に揭げて監獄當局者竝に保護事業經營者の參考に供す吾曹は今後斯る有益なる調査の續出せん事を望む

明治四十三年中和歌山監獄同分監釋放囚一ヶ年後ノ狀態調

| 罪名 | 刑期 | 釋放人員 | | |

害		傷							盜							
一年六月	一年	六月	五月	四月	三月	二月	一月		二年	一年六月	一年	十月	九月	八月	七月	六月
男	男	男	男	男	男	男	女	男	男	女	男	男	男	男	男	女	男
二	二	七	二	三	三	二	一	二	一	一	八	一	一	二	一	一	七
						一											
						一											
						七		一									一
二	二	五	一	二	二					一	六		一	一			五
																	一
二	二	五	一	二	二	九	一	一		一	六		一	一			四
	一				一	二				一	三						二
						一											
二	二	三	一	二	一	五	一			一	一		一				二
	一					二					二						
						一											
					一	三	一			一	一						
						三					二						
						二											
						二											
一						二											
一		三	一		一	一				一	一						三
	二				二	六	一				五		一	一			二
						二											
						一											一
二	二	五	一	二	二	八	一			一	六		一	一			一四
二	二	五	一	二	二	八	一			一	四		一				三
						二	一			一	三						二
		二		一	二	二					二		一	一			三
二	一	三	一	一	一	六	一			一	四						二
二	二	四	一	一	一	六				一	三						二
						一											
						一											
						一											

詐						領					橫				
八月	六月	五月	四月	三月	二月	一年	十月	八月	六月	五月	四月	三月	二月	一月	
男	女	男	男	女	男	女	男	男	男	女	男	男	女	男	男
二	二	六	三	一〇	一	六	二	一	一	二	一	三	一	四	二
														一	
						一								一	
一	一	三	一	二	五	一	三	二	一		二	一	二	三	二
		二								一				一	
					一							一		一	
一	一	四	二	一	五	一	三	二	一		二	一	四	三	二
					一										
		三			三		二							二	
					一										

獄	十年	一年	二年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	計
胎	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
墮	男	男	男	男	女	男	女	男	女	男女
	四	三	一	二	一	二	一	一	一	三八〇
				一		九	二	一	一	二一三
										二三五
		一	一	七	二	二	一	一	一	二三四〇
				一		一				八
		一	一	五	二	一	一	二	一	二九一五
				二				二		一〇六
				一		一		二		九
		一		五	一			一		一〇一四三
			二	一		六	一			三五〇
										九三六三
				一						三
				二				一		五三一七
										九六
				一		一		二		一〇七一四
				一		一		二		一四三八二
				七	一			二		二六一
										七九
				八	二	一		四		二三二四五七〇
										四三
										八四二三
				八	二			一		二六
										一五六〇
				四	二	一		四		二六
				二				一		八
										四二四
										四
										二一五九
										七

備考

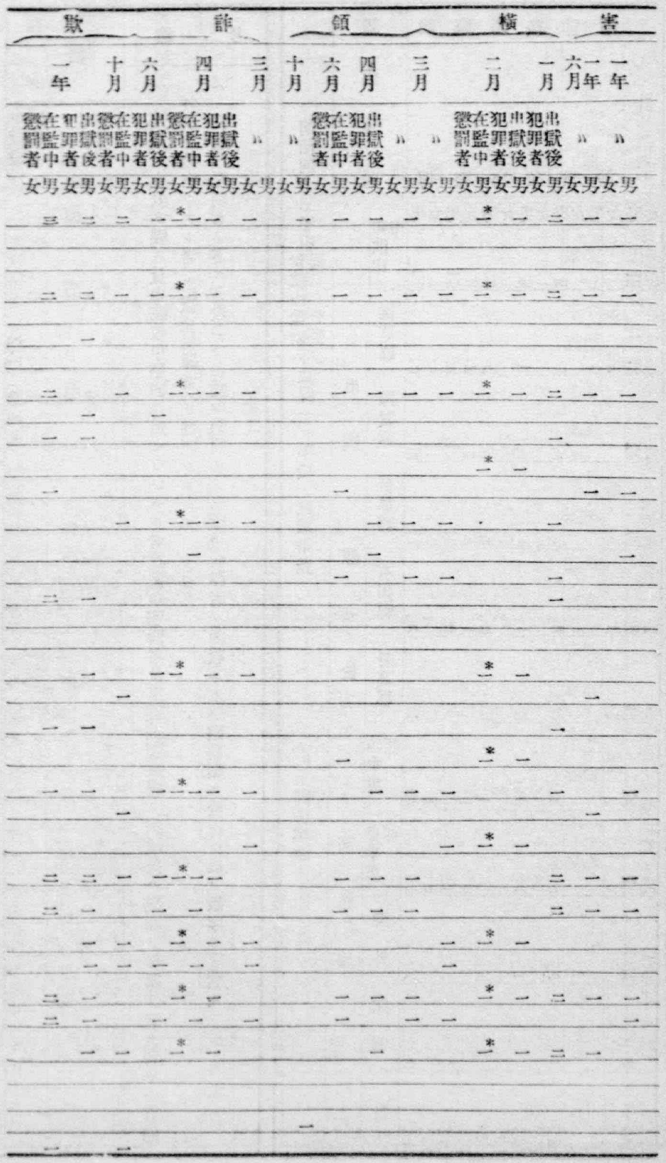
一　本調ハ明治四十一年十月以後(現行刑法施行以後)刑ノ言渡ヲ受ケ明治四十三年中和歌山監獄同分監ニ於テ釋放セラレタル者ノ一ケ年後狀態ニ就キ之ヲ取調フ但取調材料未達ノ分約二十四ハ省ケリ

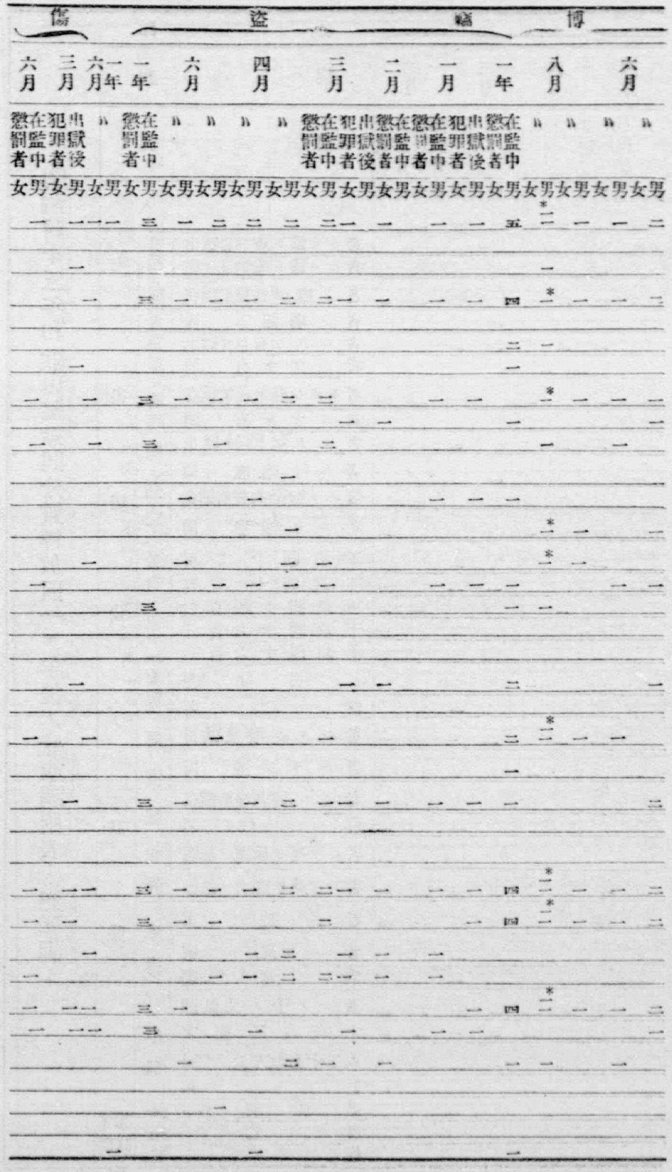
一　刑期一ケ月未滿ノモノハ一ケ月トシテ之ヲ算ス

一　狀態不明欄縣外移住者中竊盜二月者ニ海外渡航ノモノ一アリ又其他欄ハ行方不明者殆ンド其多數ヲ占ム

明治四十三年和歌山監獄同分監釋放四一ケ年後ノ狀態調附表…犯罪調…

| 賭 | 名 | 罪 | 出獄後ノ狀態 | | | | | | | | | |


欺詐
領横
害
一年
十月
六月
四月
三月
十月
六月
四月
三月
二月
一月
六月
一年
一年
懲役罰金者中
在監者中
犯罪後
出獄者後
女男


傷
盜
竊
博
六月
三月
六月
一年
一年
六月
四月
三月
二月
一月
一年
八月
六月
懲役罰金者中
在監者中
犯罪後
出獄者後
女男

| 計 | 出獄後犯罪者 | 男 | 三一 | | |

本表は當地方裁判所管内に於て明治四十一年新刑法實施後言渡したる判決に據り和歌山監獄及出邊分監に於て服役し放免後一ヶ年を經たる放免囚の狀態を取調たるものにして明治四十五年二月着手本年三月末日之れを了りたるものなり

取調方法は右監獄に就き放免囚出獄後の歸住地及出獄の年月日を得當該廳判決書に照し別紙用紙に犯罪事實を摘記し之れを縣下所轄警察署に送付し其取調の結果を記入せしめ之れに由て製表したるものなり

目的は刑餘の人か社會に於ける狀態及刑の量定の適否を知らんとするに在り訟廷に於ける陳辯監獄に於ける服役にては其心的及體的狀態の眞面目を看取するを得す刑の執行を了り其囚人たりし感念も稍薄らき來り自由境界に活動せる時に於て其狀況を觀察せんとするに在りて其時期は放免後一个年を以て適當なるべしと信したるなり猶ほ醫師の病者を診斷し投藥し入院せしめ退院一个年後に於て其身體の良否を驗せんとするが如し

其結果は刑法實施後日尚ほ淺く長期又は多種罪質に就て之れを取調ふるを得ざるのみならず當管内の如き小區域且事件僅少の所にては十分の効果を收め得ざるを以て本表に見はれたる數字にては未だ遽に斷定を下すを得ざるも之れを繼續すること二三年なれば其得る所尠からざるべしと信す

今其稍結果を得たりと認むる點に就きて之れを擧げんに

一、身體の健否　放免囚四百四十二人(以下同じ)に對し出獄後不健康となりしもの十三人(放免囚百人ニ對シ二・九以下括弧内ノ數字ハ此比例數ナリ)にして健康となりたるもの六人(一・四)ありて在獄前後共健康なるもの二百九十八人(六七・四)なり監獄に於けも服役が身體上に與ふる損害は殆んど之れ無きを知る

一、職業の得喪　出獄後職業を得たるもの四十八人(一〇・九)にして喪ひたるもの十人(二・三)在獄前後共同一に之れを得たるもの二百五十二人(五七・〇)あり刑は職業に妨害を與へざるのみならず却て之れを奬勵したるを認む

一、職業の勉否　出獄後勤勉となりたるもの百二十人(二七・一)怠惰となりたるもの十二人(二・七)在獄前後共怠惰なるもの四十九人(一一・一)勤勉なるもの百十九人(二六・九)是亦科刑は其効果を得たるものと信す

一、收入の增減　出獄後增加したるもの百二十一人(二七・四)にして減じたるもの十六人(三・六)在獄前後共增減なきもの百七十一人(三八・七)是亦良果を得たるものならん

一、資　産　本表人員中不動產又は其他債券等より收入を得るもの數人のみ其他は皆勞働者なり而して其年額三百六十圓以上のものは五人のみにして年收百八十圓のもの最も多きに居る本表の

如き重大ならざる刑に處せらるゝものは多くは中等以下の人民に多きを見る渠等か入監中其妻子は如何にして生活し得たるや想像に餘りあり斯輕微の罪に對し斯貧民を一々入監せしむるは果して策の得たるものなるや否尚ほ研究を要すべきものとす

一、住　居　總數中死亡者十七人を除き縣外移住者二十八人（六・三）行衞不明六十六人（一四・九）を見る此內には貧困、庇弱、恥羞、自棄、成功者等種々の事情あるべきも要するに刑は其効を奏せざりしものなるべく社會は之れを容れざりしものなるべくして游民となり累犯者となるは蓋し此群より出づるなるべし此者等をして其住居地を離れず其業に勉め善良の民たらしむるの方法は則ち免囚保護會等の必要を生ずる所以なり當管內の如き都市少なく郡村多き場處にては之れが方法を設くる又困難ならずと信ず此點暫く之れを他日に讓る

一、再　犯　確定せる犯罪警察の訓戒犯罪檢擧中のものを包含す稍雜駁なるも刑が十分の効果を收め得ざりしは同一なるを以て之れを併せ擧げたるものなり則ち全總數三十三人にして本表人員總數に對し（七・五）なりとす是れを罪質、刑期、男女、健否、勤怠、財產有無に分ち見ることを得べきも憾むらくは其數寡少にして未だ以て斷定を下すの材料と爲すを得ず唯本表に就て一覽せられんことを冀ふ但著しきものに就て之れを見れは收入取調の項に於て無收入のものは再犯者最多きを認め年收入三百六十圓以上のものは一人も之を認めず金錢的缺乏のみが犯罪の原因にあらざることは近時唱ふる所なるも此數は却て之れに反するを示すが如し

罪質、刑期に就ては賭博、橫領は本表中短期刑二月に於て再犯多きを示したり

職業の勉否の項に於て勤勉と成りたるものと怠惰なりしものと何れも多數を出し其他は少數なり怠惰者に再犯者を出すは當然のことなるべきも勤勉となりたるものに此結果を來すは奇異の感なきに非さるも其多數は罪質に於て賭博罪が半數以上を認むるを見れば曾て刑法實施當時常習者が正業に就きたることあるものは全く假裝なりしか又は習慣性を爲し久しく正業に服するを得ざるかに在り近時往々後の場合を耳にすることあるより見れば或は其本性を見はし來りたるに非ざるか再思すべきことに屬す

要するに本表は未成品なり若し刑事取扱上幾分の利益ありと認められ敎示を辱し因て以て之れを大成するを得ば幸榮之れに過ぎず

罪名			
刑期	懲役		
放免月日	明治四十三年　月　日		
		原籍	郡　村大字
		現住地	郡　村大字
犯罪事實摘錄			
職業の有無及勤怠（一）			
資產の有無及勢力に由る收益の有無（二）			
家族及係累の有無（三）			
身體の健否（四）			

族稱　（士）（平）
氏名
年齡
（地）（區）

取調者

一乃至八の事項を取調べられたる者の戸籍氏名記入ず

◉注意　（一）乃至（六）は事項は入監前に斯くなりしも出監後は斯くなり等入監前と出監後との差を記載すべきものとす　服役中賞罰を受けたるときは賞は○罰は△印を氏名の上に付す

鄉黨に於ける交際及朋友の種類（五）	
娛樂の有無（六）	
警察署の訓戒及犯罪の檢擧を受けたることの有無及有罪判決確定の有無（七）	
出監後不可抗力に因る身體又は財產の損害（八）	

獨逸に於ける受刑者數（承前）

法學士　辻　敬助

第四、在留外國人受刑者

吾人は茲に決算をなすに際して第四の減額をなさゞるべからず則ち七百五十四萬の總受刑者數は在留

外國人受刑者をも包含せるものなるを以て一八八二年より一九一〇年に至る外國人受刑者一七三、一二九を除外せざるべからざる也

第五、總決算表

甲、受刑者數

	男	女
初犯者總數	七、五四一、二八四	一、五七九、八二五
減額一、死亡者	二、五六九、一七八	五五九、二六四
同　二、移住者	四八〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
同　三、計算瑕疵	四四九、二一一	九二、〇五六
同　四、外國人	一七三、一二九	一八、八七〇
差引殘額	三、八六九、七六六	八〇九、六三五
內成年者	三、七六一、〇〇〇	七九一、〇〇〇
少年者	一〇八、〇〇〇	一八、〇〇〇

乙、帝國人口

總計　六四、九二五、九九三　（一九一〇年十二月一日調）

男　三二、〇四〇、一六六

女　三二、八八五、八二七

之を一九〇五年の統計を基礎として細別すれば

	男	女
十二歳以下	一八、五六二、〇〇〇	九、二三八、〇〇〇
十二歳—十八歳	七、七五〇、〇〇〇	三、八六二、〇〇〇
十八歳以上	三八、六一四、〇〇〇	一九、七八六、〇〇〇

內在留外國人

	男	女
十二歳以下	一〇三、〇〇〇	四三、〇〇〇
十二歳—十八歳	八二、〇〇〇	三四、〇〇〇
十八歳以上	八四四、〇〇〇	三五二、〇〇〇
總計	一、〇二九、〇〇〇	四二九、〇〇〇

從て犯罪能力者數は

	男	女
十二歳—十八歳	七、六六八、〇〇〇	三、八四〇、〇〇〇
十八歳以上	三七、七七〇、〇〇〇	一八、三三六、〇〇〇
計	四五、四三八、〇〇〇	二二、一七六、〇〇〇

丙、犯罪能力者と受刑者との比例細別

男大人	女大人	少年	少女	總比
六、二八に付一人	二四、六八に付一人	四二、七八に付一人	二三、七八に付一人	一一、七八に付一人

第六、結論

人或は此恐るべき犯罪率に驚き統計の確實を疑ひ一概に之を統計の虛言（英諺に曰く虛言に三種あり普通の虛言、遁辭、而して統計の虛言と）なりとして斥ぞくるものあらんも獨逸に於ける一箇年間の受刑者數と其死亡率とを較照研覈すれば如上の犯罪人口が敢て過算ならざるを知り得べし又之を此種の他の研究に徵するに前伯林統計局長ベク氏は千八百九十五年に於ける伯林市犯罪率（懲役禁錮）を男十五人、女四十二人に一人と報告しグルリッツ市の參與チルスキー氏は同市の犯罪率を男八、四人女三十二、六人に一人なりとなせり是等は唯警察上の必要に基ける研究なりと雖も又以て吾人の研究の正確を裏書するものと云ひ得べし

而して若し夫れ一八八二年前の受刑者にして尙生存するものを計入するに於ては五十萬以上の增加を見るべしと雖も基礎數の嚴格を保たむが爲に之を加算せず

此の如き驚くべき犯罪數中自由刑の外に多數の罰金刑の存在するは素より言を俟たず而して其兩者の割合は千九百九年の統計の示すが如く

自由刑二六四、五七〇罰金刑二六四、七七三

殆ど相半ばするが如きもこの罰金刑の背後には拘留禁錮等の換刑處分の存在するあり

（例之ウュルテンビルヒに於て罰金の支拂はれたるもの41%に過ぎず）

刑罰の慘害は決して之を以て輕視するを許さず且つ吾人の研究は帝國刑事統計を基礎とするものにして總刑事々件の四分一若くは五分一に過ぎざるべき事而かも如上の計算は共に所謂表現的犯罪（グリシナリテ アバランド）を基礎としたるものにして其が裏面に潛在する伏在的犯罪（クリミナリテンナバランド）なるものの之に數倍すべき事並に彼の累犯者數少なからざるべきを思はゞ蓋し思半ばに過ぐるものあらむ（前揭初犯者累犯者對象表參照）

帝國刑法典違反の重輕罪　四二一、七八二

區裁判所判事處刑命令　六〇九、一八七　千八百八十二年調

森林田野法犯罪特別事件　六七五、八二三

違警罪　三〇五、二〇五　四〇、七〇五—千八百八十一

刑法違犯罪　三〇、〇八六—千九百八

稅法違犯　一四、一一〇—千九百九

陸海軍刑法違反

此中第二以下は皆帝國刑事統計に包含せられざる處のもの也

噫これ社會の罪か犯人の罪か甚迷なき能はず然れども吾人は彼の伊太利學派（刑事人類學派）が犯人を以て特種人類なりとなし所謂犯人定型を認むるが如き極端は之を避けざるべからず蓋し吾人が如上

の研究に着眼すれば必ずや國權の命令に反する犯行は此の如き特殊現象にあらずして一般社會現象なりとの結論を得べきを以て也彼のルーラルが「立てる者には支柱を與へよ」と云ひ又二千年の昔已に彼のナザレ人の讃美歌第七句に明かに例外なき人間の犯罪性に就き豫言せる等皆這般の消息を漏せるもの是等の古語は吾人の研究によりて科學的基礎を得たりと謂ふべし

誤たれたる犯罪鎭遏の方法は古代よりの威嚇主義の後見を受けて發達し暴政的なる刑法條の雨下益々甚しからむとす而かも他方に於て裁判所は社會公共の利益の要求を基礎とせず一向正義主義を振り翳して法條の擴張解釋を試みたり此の如くして刑法の適用益々多忙に遂に吾人が世界歷史の上に於て未だ曾て見ざりし犯罪生産過剩を見るに至り蚤々蠢々の民一擧手一投足皆法網の中に罹て生存する所以を知らず其害毒遂に堪之ざらむとす

ビスマルク且て嘲笑して曰く「床より窓に行くまで三回罰せらるべし」と嘻吾人の如き平和なる勞働を尊ぶ奮鬪的なる文明國民の六人中一人の忌まはしき犯罪軍を以て侵略されつゝあるは將して此の必要に基くものなりや否やこの點に關して十數年前已に彼のクローネ（普國監獄制度の改革者）が國家刑罰權の極度の誇張を嘆じて其著監獄學に於て「犯罪に對する戰爭に用ゐらるべき正義の劍は樹木の伐採に濫用するべからず」と警告せり又フォンバールも其開講辭に（一八九六）「絕えざる刑罰法令の發布

され又各人が日々嚴厲なる法官より自由刑を以てすら處罰せらるゝの危險を冒かすに至らば牢獄は遂に眞の犯罪者に對しても同等の恥辱とならむ刑法の威嚴地を拂はむ」と然り所謂刑罰經濟は實に現下の急務なり刑罰は素と社會利益の上に於て最後の保護者たるべきものなり罪に陷るに及むで後之を刑する是れ民を罔にするもの立法執法の任にある者能く相共に協戮して刑罰經濟主義の實行を期せられむと希望に堪へざるなり（未完）



雜錄

初めて開かれたる獨逸の特設未成年監

獨逸刑法第五十七條第二項には未成年者に對する自由刑の執行は之れが爲め特に設けたる監獄又は普通監獄内の特別區劃に於て之を爲す旨の規定あれども、實際に於ては特別區劃のみを用ひ、未だ特設未成年監を開設するに至らざりしが、近時未成年者に對する刑事處遇の問題大に世人の注意する所と爲り、之に關する研究年と共に進むに從ひ、獨逸聯邦の諸國に於ては新に幼年裁判所なるものを設け、未成年者の審理には特別の手續を採用し、豫審及び警察の勾留に就ても未成年者に對しては成るべく其執行を避け、已むを得ず勾留を執行する場合には嚴に成年者と隔離することゝせり、此の如く裁判竝に警察の方面に於て未成年者特別處遇の方法を實施するも、若し刑罰執行の局に當る監獄にして同一の趣意を實行せざる以上は裁判竝に警察の努力は畢竟無效に歸すべきや論を俟たず、而して未成年者に對する特別の行刑は特設監獄に於て始めて之を實施することを得べく、普通監獄に在ては如何に特別區劃の設備に注意し隔離法を勵行するも到底十分に特別處遇の旨義を貫徹すること能はざるは實驗上爭ふべからざる所なるが故に、先に幼年裁判所の開始せられてより以來特設未成年監の開設を要求する聲益高く輿論朝野を動かし、終に普國政府をして昨年八月一日より同國モーゼル河畔ウイツトリツヒ町に内務省所管の特設未成年監を開始せしむるに至れり

本監の規劃は有名なる普國内務省參事官ドクトル、クローネ氏主として之を擔當し、獨逸に於ける從來の學說及び實驗は勿論、諸外國の制度事例を綜合研覈したる上リユットリングハウゼン監獄の敎誨師エルゲン氏を特派して英米二國の未成年監を視察せしめ其復命せる所を參酌して本監の組織及び管理法を定めたるものなりと云ふ

本監には年齡十八歲以上二十一歲未滿にして刑期一年以上の囚人のみを收容す、本監の行刑は所謂階級制に則り拘禁期を一級乃至三級に分ち、新入者は先づ三級に編入し四個月を經過したる後二級に昇進せしめ、二級に入りてより更に四個月を經過したる後一級に昇進せしむるを原則とす、而して二三級に在る者行狀善良なるときは昇級期を早め三ヶ月經過の後上級に入らしめ、又た一級に在る者行狀善良なるときは、假出獄を申請し刑期滿了前に出獄せしむ、反之行狀不良の者は期間を經過するも進級を止め、重大なる非違の行ある者は下級に降す

過囚の方法は各級に依りて異る、即ち三級に在る者は嚴重なる獨居拘禁に附し懲罰を屬行す、二級に在る者は晝間工場中の雜居を許し、衣食の給與交通の制限に於ても三級に比し多少の寬典を施す、一級に在る者に對しては大に特典の範圍を擴め居房、糧食、被服、作業賞與金、日曜日の講習、體操時間等に關し特別の取扱を爲す

官吏は力めて粗暴過激の風を避け、親切と眞面目と平靜の態度とを以て囚人に接す、而かも不斷行刑官たる威嚴を保ち、監獄の性質を傷けざらんことを期す、典獄は囚人の申請に應し日々其監房を訪問して之と面接し、尙ほ書面を以て申立を爲すことを許す、教育の方針は德性の涵養に重きを措き、主として廉耻心の開發と自信心の養成に努む、普通教育の科程は四期に分ち、別に專修科及ひ圖案科を設く、又た大藏省より巨額の土地購入費を受け園藝及び農業の設備を完成し、囚人等が作業轉換の便を圖る、右の外囚人の體育に十分の注意を拂い毎日一時間宛柔軟體操及ひ兵式體操を授く、其結果開監後四個月間一人の病監收容者を見ず

本監より出獄する未成年者を保護する爲めフランクフルト、アム、アイン市のスパイエル氏遺產管財人は一個の財團を組織し、特別委員をして基金を保管せしめ、特別委員は着々保護事業の經營に努力しつゝあり

現時の典獄は先に幼年監視察の爲め英米に差遣せられたる敎誨師エルゲル氏にして、在監人員は百四十餘名なり

放縱なる露國監獄生活

（異邦に楚囚の身となりて四ケ年の歲月を閱せる一邦人の談）

群馬縣草津生れ洋服裁縫業球由三則といふは久しく露領黑龍江岸ニコライスクに裁縫業を營み居りしが去明治四十三年八月一露國勞働者のために喧嘩を吹掛けられ誤つてこれを殺害せしめ直に自首して露國監獄に收監され今日に至りしが本月六日ロマノーフ家三百年祭の大赦令により放免さるゝを得たるが今同人の露國監獄生活談を聞くに左の如し

自分は過去四年間各地の監獄に轉送されしがイルクーツク監獄の六ケ月が最も長期に屬したり囚徒の勞銀は一日十一哥にて食糧は黑パン二斤半を一日分としこの外朝夕茶一杯宛晝はソップ一皿なるがソップといふも名のみにて湯の中に鹽魚二三尾を投込みて攪廻したるに過ぎず然れば迚ても身體は持ち切れぬ譯なるが唯一週一回宛各自の勞銀中より計算して監獄酒保に適當の食料を購ひ得る規定ありて僅かに營養を取る始末なり

▲監獄の取扱　は極東各市に於ては嚴酷を極むるがイルクーツク以西は左迄手嚴しからずして開放監

獄と閉鎖監獄との二つあり開放監獄とは日中だけは各房共開放して囚徒互に往來し得るものにて唯階上の者は階下へ階下の者は階上へ行くことだけを禁じられあり閉鎖監獄とは日中と雖も各房の鍵を下して各自の往來を許されず多く重罪囚の監禁さるゝ處なり三年以下の輕罪囚は開放監獄に收容さるゝことなるが彼等は數百疊敷の大廣間に雜居することなれば

▲賭博の流行　を見るは意想外の現象なり固より現金には不自由なるも彼等は獄丁と連絡を取りて知人若くは實家より密に金員を取寄せ若くは新入獄者を脅迫してその知邊より送金せしむる等の方法にていづれも相當の現金を懷にし居ることゝて殆んど獄中生活を疑はしむるまでの大賭場の開かるゝこと稀らしからず甚だしきは獄丁に收賄して自由に男女囚が往來することなどあり是等は殆んど想像以上なるが唯驚かるゝは監獄内

▲諸工場の完備　せることにて裁縫場、靴工場、建具、鍛冶、編物工場、織物工場、繪畫部、工藝部等に區分せられてその大規摸にして複雜なるは内地の諸工場の比にあらず而かも繪畫、工藝品等に至つては慾得を離れ時間に飽かして製作することゝて優秀なる品を出すこと稀らしからざるなり目下イルクーツク監獄の在囚は約十萬人と稱せられ而して囚徒の種類は百人中兵卒五十人、將校二十人、普通人三十人位の割合にて兵卒はいづれも兵役避忌者、將校は官金費消者なるが如し云々

談叢

安濃津監獄の新築に於ける　工事上の困難

鈴木典獄談

氏過般安濃津監獄建築上の件に關し、司法省監獄局竝に營繕課に打合の用を帶びて上京せらる、生は氏の謦咳に接するや直ちに之を司法省内の一室に要して談話を乞ひ、左の如く新築工事に關する狀況の一端を聽くを得たり、而して突如面晤を強いたる非禮を謝すると共に、文責は素より生の負ふ所なり。（蜻洲生）

▲新築工事の現狀　安濃津監獄の新築工事は、予が赴任せし年即ち明治四十一年度に工を起したのだ、尤も其以前に於て大體の設計や圖面杯は出來して居つたのであるが、實際工事に着手したのは該年度であつて、其後多少の變更を加へ爾來孜々營々と工事を進め、今や設備其他に意匠を凝しつゝありて、歲月の進むと共に工事も亦進捗し現時は七分通りまで出來した。

▲埋立工事　新築すべき地所は、元と田圃のあつた處であるから地盤が甚だ低ひ、乃で埋立を應用し六

尺位も埋立たが該工事は頗る至難かしいのである、かゝる地盤故工事には尠からぬ手數を要する。

▲古材供用の困難　現在の監獄所在地と、新築の個所とは幸に接近して居る、爲めに他の監獄で建築する場合の如く假監を特設する必要はない、之に就いては頗る便宜を得たが、工事の進行に伴れて初年度より計上されありし古材供用の一事に至つては大なる困難を感ずるのである、并は現在の建物には在監人を收容して居る、今若し古材を使用せんと欲せば現在の建物を破壞せざる可らず、現在の建物を破壞せんには在監人を移さざる可らず、而して囚人を移さんには物品も亦相當の場所に移轉すべき必要あり、是れ蓋し囚徒の取扱上日々の不便大なれば已むべからざることである、又倉庫なども取崩すことになれば堆積せる物品も他へ移さゞる可らず、是の如きは寔に困難の事で、殊に其間に於ける取締上の煩累も生ずべく、加之何時でも移すと云ふことの不能な事情も屢起つて一層の困難を來す次第である。

▲新築と收容　新築監獄は五百人を收容するの設計である、尤も既往に遡りて調査すると在囚五百に滿ちたことは殆んど無いのである、然るに其の豫定で建築した曉に於て、若し萬一囚人充隘して在囚を他の監獄に送らざる可らざる如きこと出來せば如何、甚だ遺憾至極なりと云はざるを得ず、されば折角の骨折で建てた監獄にかゝる遺憾のない樣にとの心から、豫算内に於て出來得る限りの建坪を殖やし收容すべき豫定人員を增加せんとの考案を起した、併し乍ら建坪を增す費用其丈けを他に於て節約する必要が起る。

▲外圍と叩土　外圍に於ける最初の設計は、總て煉化を用ゆるの案であつた、然るに該地方の民間其他に叩土を使用して居ることが、他地方に比して非常に多いのを見て、或は叩土を以てせば却て廉なるべしとの考を生じ、煉化の設計を變じて叩土に更ゆるの考案を起した、處で研究せざる可らざるは叩土の材料は、果して建築する丈の必要を充すや否やと云ふ事なるが、津市並に其附近に於て出す叩土は、悉く個人の經營に係るものなれば、年々歲々幾何の額を出し居るやを數字的に調査する能はず、されば到頭見込確實ならざるも頗る豐富なりとの土地の人の言を信ずるより外なかりしなり、然るに工事は追々進行する、叩土の需要は漸々多くなる、從つて叩土の材料を採取することも亦大になつて來る、處が一般に採取する叩土の土質が粗惡だから、之が供給に就ては採取地を選擇する必要がある、然るに其叩土の選擇は其地層を調査せざる可らず、而して相當にあると思ふて居た處が、豈に圖らんや掘鑿すると皆無であつたりして困難せる而已ならず、監獄で使用するが如き良質の叩土は豫想の如く豐富ならず、爲めに遠隔の地まで行きて採取するの必要が湧いて來た。

▲砂利の採取瓦の製造　又建築用の砂利の事であるが、素より海濱なれば砂利の供給に窮するが如き

ことはないが、悉く鹽分を含み居りて建築用に適せず、されば是も亦追々は遠方より運ばざる可らざる困難なるもの丶一である。

如此次第で建築上に使用する甎土も、又砂利も、採取に困難なれば、工費も比較的多く消費して、經濟上頗る困難となつた處から、其救濟策として瓦の製造を始めた、這は監獄にて造れば購入するより適かに廉なるを以てなり、然るにこれが又厄介を增した一である、と云ものは瓦の材料たる粘土の適當なるものが附近に少く、遠方より採取せざる可らざるからである。

▲仕事の增加と戒護力　以上の埋立土、砂利、瓦、甎土の材料を採取する他、更に煉化の製造にも亦土を採取せざる可らずして、各處に多くの囚人を使役せざる可らず、而して監獄外の就業の種類が多くなり、又仕事の場所が增すに從ひ、之が戒護者も比較的多數を要することゝなる、然れ共既に夫々監內に於て必要に應じて看守を配置しあるに、更に監外工場の各部に取締上必要だけ看守を配置すると云ふことは、限りある人員なれば不能である、而かも雙方を全ふし按排せざるを得ざるに至つては寔に困難を感せざるを得ない。

要するに建築上に就て甚だ困難を爲し、又配慮すること頗る大なるも、茲には單に其一端を掻摘んで御話したるに過ぎぬ。

統計

大正二年二月末日現在々監人員表

（△ハ減）

	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	增減 前月比較	增減 前年比較
刑事被告人	四、九五五	二四四	五、一九九	四、九七一	五、五六九	二二八	△三七〇
受刑者	五五、八三五	二、八一六	五八、六五一	五八、〇八一	六〇、九〇〇	五七〇	△二、二四九
勞役場留置者	八〇八	六八	八七六	六七七	九一五	一九九	△三九
懲治人	—	—	—	—	—	—	△一
携帶兒	三四	二〇	五四	五六	六二	△二	△八
總計 監獄	六〇、九三〇	三、〇〇〇	六三、九三〇	六二、九四〇	六六、三九五	九九〇	△二、四六五
總計 警察署留置場	七〇二	一四八	八五〇	八四五	一、〇五二	五	△二〇二
總計	六一、六三二	三、一四八	六四、七八〇	六三、七八五	六七、四四七	九九五	△二、六六七

備考　內朝鮮人受刑者男一四八人アリ

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

	刑事被告人	受刑者	計
清國 男	二	三六	三八
英吉利 同	一	—	一
佛蘭西 同	一	三	四
總計 男	四	三九	四三

大正二年二月末日現在受刑者罪名表

（△ハ減）

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較	本月中ノ新受刑者	増減 前月比較
竊盜	二七、三二〇	一、二一八	二八、四四八	二八、二四七	二八、七四三	△二〇一	△二九五	一、八九六	△二六
強盜	三、一九五	九	三、二〇四	三、二〇五	三、二四九	△一	△四五	四一	一三
賭博及ヒ富籤	四、六五九	一三八	四、七九七	四、四九四	四、八六四	△三〇三	△六七	一、一一五	一五九
詐欺及ヒ恐喝	七、〇二九	二二七	七、二五六	七、一九三	七、五四二	六三	△二八六	六三〇	七〇
横領	二、七一八	七一	二、七八九	二、七六二	三、〇一四	△二七	△二二五	三二〇	五六
贓物ニ關ス	五九三	六八	六六一	六七九	七五四	△一八	△九三	六九	△一六
毀棄及ヒ隱匿	七六	一	七七	七五	九五	二	△三九	一三	一〇
通貨僞造	三二二	一	三三三	三三六	三七二	△三	△三九	六	△八
文書、有價證券僞造	一、六四〇	三九	一、六七九	一、六七〇	一、八二五	九	△一四六	一三八	九
印章僞造	一〇八	二	一一〇	一一〇	二三四		△一二四	六	五
僞證及ヒ誣告	一一二	一	一一三	一一三	一六五	△一一	△五三	一六	三
瀆職	五一		五一	五一	八六		△三五	六	△四
强姦及ヒ猥褻	四二三	二	四四五	四五二	四〇七	△七	△三八	二三	一三
重婚	一、六三四	三三	一、六六七	一、六六五	一、八七二	二	△二〇五	一三二	一九
傷害	二、五八五	二一三	二、七九八	二、七九三	二、七六八	五	三〇	六二	二八
殺人	六七	一九	二五六	二七一	二二九	△一五	二七	二	△一〇
嬰兒殺	一三	一	一四	一六	二五	△二	△一	—	△一

法		男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較	本月中ノ新受刑者	増減 前月比較
刑法	墮胎	三五	八五	一二〇	九九	一二八	△二一	△八	四一	一二
	公務執行妨害	六〇	三	六三	五九	一〇九	四	△四六	一二	三
	逃走、犯人藏匿及證憑湮滅	五七		五七	五五	五七	二		七	二
	騷擾	一〇		一〇	一〇	六九	△三	△五九		
	放火	一、五四一	三四四	一、八八五	一、八八八	一、九四三	△三	△五八	四二	七
	住居ヲ侵ス	一七八		一七八	一九六	一九五	△一八	△一七	一九	△四
	略取及ヒ誘拐	一三二		一三二	一五一	一五八	△二	△七	五	一
陸海軍刑法		五八		五八	五四	五九	四	△一	一三	五
森林法		二〇五		二〇五	一九七	三四一	△八	△一三六	五六	二五
徴兵令		三三		三三	二八	六一	五	△二八	一〇	一
郵便及電信法		三五		三五	三四	六四	一	△二九	八	二
警察犯處罰令		一九一		八〇二	八一五	九三〇	△一三	△一二八	四一七	四七
以上列記以外ノ刑法犯及ヒ諸規則違犯罪		三三六	二一	三五七	三五一	五四二	六	△一八五	五二一	一四〇
總計		五五、八三五	二、八一六	五八、〇八一	六〇、九〇〇	五七〇	△二、二四九	八、六二六	〇五七七	

大正二年二月末日現在在監人員監獄別表

（△ハ減）

監獄名	刑事被告人	受刑者	勞役場留置者	懲治人	携帯兒	合計
東京	七三七	七三〇	一五	—	—	一、四八二
市谷	—	九七五	—	—	—	九七五
巢鴨	—	二、五七二	—	—	—	二、五七二

| 東區 | | |

| | | |

人の突然離緣を申込み歸家したるは良人か自己を嫌ひたるにあらす其家人等の謀計に左右せられたるものと邪推し痛く之れを怨みたる結果家人を殺害し晴怨し自己も亦自殺せんとて家人を斬付けたる一婦人あり

(五) 何等の怨恨もなく又竊盜せんとするの意志もなく唯火の燃へ揚がるや多人群集し來たりて喧噪するの狀消防夫の「ポンプ」を搬出し來たるの光景を望觀するを唯一の快樂として火を民家數軒に放ちたる痴呆漢あり

(六) 村内青年者の數輩相寄りて自己の同胞を讒謗罵詈したるを耳にし痛く之れを憤慨し口惜しき餘り火を青年某の家に放ち全戸を燔燒せしめたるものあり

(七) 或る一旅亭に宿泊中隣室者の煙草入を竊取し恰も自己の物の如く平然として之れを以て喫煙しつゝ居りて捕はれたるものあり

(八) 途中或る商店の店先きに陳列しある菓子を見て忽ち食慾の發動するか隨意に之れを竊食したるものあり

(九) 友人某か時計を購ひ來つて所持するを見るや忽ち之れを得んとする慾念起り遂に某の家に這入り竊取したるものあり

(十) 酒狂に乘し何れの意志考慮もなく自己の使用せる炬燵爐に「ポヤ」を積み置き之れに點火して自家を燒燬したる狂醉者あり

(十一) 或る一少年者は牛肉を喰ひたしとの慾より之れを竊み家に歸るの途其素振り怪しきより夜番のものに追はれ之れを遺恨に火を襤褸に包み夜番者の垣根に投け置きたるものあり

(十二) 伯父某の兒女を遊戲中虐めたるより兒女は泣きつゝ家に歸り其狀を父に訴へたるより其伯父怒て痛く打擲したるを遺恨に思ひ火を放つて全家を燒燬したるものあり

(十三) 家貧しからす家庭も亦不圓滿ならさる家に生育したる一婦女は再三猿臂の慾を逞ふして入獄し期滿ちて出獄するも家庭に歸らす諸處徘徊浮浪し居りて衣類食物金錢其他の物品を手當り次第に竊取し其竊取するや確たる目的なく金錢は至つて少額衣類其他の物品は之れを着するにあらす食するにあらす情夫のあるあつて之れに與ふるにもあらす多くは途上に打捨てるものあり

(十四) 青樓に遊ひ快夢を得んとして父の恩顧ある家に忍入り金錢物品を竊取し其資に投したる悖德者あり

(十五) 某旅舍に宿泊中他旅客の女郎買談を耳にし已れ夫れより娼婦を擁せんと思立ち其資に充てんとて隣室に忍入り捕はれたるものあり

(十六) 雇主より汝は無能大食すると苦言せられ且つ或るとき少しの行違ひより打擲せられたるを遺恨に思ひ其怨を晴さんとて主家に放火したるものあり

(十七) 衣食に窮し薪六束を竊盜したるものあり或は何等の目的なきに不圖金錢を欲しくなり贋網を竊んで之れを賣却し金錢を得たるものあり

(十八) 一婦人無賴漢に捕へられて已に姦せられんとするの刹那其厄を救ひたるを奇貨として其婦女を挑みたるも聽かさるより前者の艱に僞ひ之れを强姦せんとて失敗したるものあり

(十九) 自恣放縱怠惰にして正業を嫌ひ父兄の言を容れす人の忠告を聞かさる一青年の偶々某商店の丁稚と爲り主家の金品を竊み無斷家出

を爲し諸所浮浪し其徘徊中各所にあつて菓子に菓物に食物に手當り次第に竊取し彼方此方を遊ひ居りしものあり

（二十）一夜父兄と瑣末の事より衝突を起し「ツラアテ」に突然家を出て附近の鐵道構内にある空倉庫に這入り寢んとしたるを番人に取押へられ其際之れを毆打負傷せしめ遂に强盜罪として捕はれたるものあり

（二十一）日用品を購はんとて某商店に至りしに偶々店員のあらざるより不圖慾心發動し其虛に乘し店頭に陳列せる物品を竊取したるものあり

（二十二）主家の用を帶ひ外出途中不圖惡友の言に勸誘せられ他家に忍入つて金錢を竊み惡友の爲めに全部攫取せられたる魯鈍兒あり

（二十三）遺失物を拾ひ届出てす己のか物の如く思ひ遺失者の面前をも憚らす之れを使用し居りて發覺せられたるものあり

（二十四）耕耘の歸途山路に差懸るや偶々一婦人の來たるに邂逅し忽ち色慾勃如として起り之れを强姦したるものあり

（二十五）酩酊中老母と衝突を起し不圖母を毆打し死に至らしめたる酒狂者あり

（二十六）某婦女と私通し其婦の姙娠するや之れと同棲せんとて其資に充てん爲め金錢を竊取したる無謀者あり

（二十七）妻良人の魯愚なるを奇貨とし之れを指嗾して避病院に忍入らしめ同院の布團を竊取し之れを賣つて米に換へたるものあり

（二十八）情婦と痴話のもつれより其婦變心し他に情郎を拵へ己れを疎外するにはあらすやとの妬心を起し口惜しさの餘遂に其家に放火したるものあり

（二十九）家清貧加ふるに父母病床に臥し己一身を以て之れを扶養せさるへからさるに其道なきより淺墓にも路傍車上にありし米を竊取したるものあり

以上列記したる異常者の社會に於ける犯罪的動機を見るに罪名と之れを犯せる當人の精神程度と相一致するか如く一として常軌を脫せさるはなく行爲も亦頗る痴態にして意志の脫線考慮の淺薄判斷辨別の貧弱智力欠陷道德法律上感覺の極めて薄き等所謂精神障礙者たるの特徵的本能を發揮して餘蘊なし能く東西文獻の記載と精神病醫家の唱導する所と宛然符節を合するか如し精神障礙者の犯罪的動機たる眞に顧念すべきもの多々ありと謂ふへし故に其動機と行爲の狀況に重きを置き各個人の性格心理を洞察するにあらされは斷訟家にあつては誤判を來たし司獄官にあつては處遇の方針を誤り眞正なる行刑の本旨を達すること能はさるに終らんのみ

前記諸表の示す處によれは異常者中多數を占むるものは竊盜、詐欺、橫領、放火、殺人、傷害、文書僞造行使等にして其他は極めて少數なるの事實を呈す今之れか犯數の如何を表示するに則ち左表の如し

第六表

種別	初犯	再犯	三犯	四犯	五犯以上	計
放火	九	三				一三
傷害	七	一		二		一〇
强盜	一	二		一	二	六
竊盜	四八	一九	五	六	一九	九七
殺人	一〇	二				一三
恐喝	六	一			一	八
詐欺	一八	一〇	二	三	四	三七
橫領	一七	二		三	三	二六
僞證	三					三
强姦	一		一			二

住宅侵入														
賭博														
墮胎														
文書僞造行使														
誣告														
建造物毀棄														
其他														
合計	一三六	四	一	九	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一
	五〇	二			一	一								
	一〇													
	一五													
	七													
	二〇													

依之見るに初犯者最も多く次に再犯其れより漸次減少し五犯以上に至つて再ひ增加するの現象あり則ち新入監者總數六百十一人に就き之れか百分比例を擧くるに

初犯者　二十二人六分

再犯以上のもの　十人六分七厘

の比例を呈し初犯者は再犯者の倍數に達す

次に異常者全般の身神狀態を調ふるに其狀態たる千態萬樣一言以て之れを盡すこと能はす先つ身體徵候としては先天的已に骨格の發育形成上に不全なるものあり或は單に營養不良病弱なるものあり或は後天的疾患の爲めに種々の欠陷を有するものあり或は比較的筋骨の發育完全なるものあり且つ又骨格の部位を局し先天的頭顱、鼻耳、顏面、口蓋、肩胛胸廓、手足等に現著なる形態的變質則ち變質的畸形を呈し一見以て「ロムブロソー」の唱へたる生來犯罪所謂宿命的に一定型の犯罪性質を有し生涯を通して奸惡獰猛なる犯罪を累ぬるもの頗る多々あり

由來東西學者の多くか精神異常者に就き獨り精神欠陷の有無にのみ傾注し身體的欠陷に何等顧慮する所なきか如くなるに本監獄は夙に「コッポ」氏の說に從ひ尙監獄病理學の見地よりして先つ其もの丶身體欠陷の有無に重きを置かすんは異常の原因程度を判するに不便あるものなるを確信し當に之れか調査に腐心し毫も餘す處なかりき

今前年來の例に倣ひ反覆精査し得たる實蹟を擧るに異常者二百四十人中其欠陷ありしもの左の如し

鼻耳	七人
肥厚性鼻炎	一人
注意散亂症	二人
頭痛、頭重、眩暈、耳鳴症等あるもの	五十四人
偏頭痛	二人
中酒症	三十一人
疳癪	五人
癲癇	六人
唾液分泌異常	一人
骨格發育不充分	三人
營養不良	四人
肺結核	一人
耳漏症	一人
不眠症	二人
歇私垤里	三人
口吃	一人
心悸亢進	一人
上肢麻痺	二人
重聽	一人
神經衰弱症	一人
緘默症	一人
計	百二十九人

を算す實に驚くべきの大數にあらすや

夫れ斯の如く異常者たる精神機能の不充分なるものには身體の欠陷も亦之れに伴ひ居ること毫も疑ひを容る丶の餘地なし而して其欠陷中如何なるものか多數なるかと云ふに神經症中酒症鼻疾患なりとす又此等の欠陷は偶然顯發したるものにはすらすして精神症狀の發作と程度を同ふし身體症狀の

輕きときは精神症狀も輕く身躰症狀の重きときは精神症狀も亦著しく增進し從て種々なる異態を臨床上に表出し來るものなり故に精神機能の不充分なるものを診査せんには先つ最初に身體的欠陷症狀の有無に就て親しく檢索せすんば正格なる調査の目的を失するに至るや火を見るより明かなりとす以是「コッポ」氏の重きを身體欠陷に置けるは斯道の千古の卓見と謂ふべし

精神症狀としては其徵候身體症狀の發作と相提携して臨床上に幾多異樣の狀態と爲つて現出し戒護者其他に容易ならざる煩累勞苦を與ふるものなり先つ精神症狀を叙するに當り己のか犯せる反社會的行爲をして之れを罪惡なりと自覺せざる精神病者は之れを除き爰には處刑上行刑上普通者と何等區別なきものにして尙且つ自己の罪惡を自覺せざるもの假令自覺するも其能力の極めて薄弱なる異常者のみに就て之れか精神症狀を列擧せんとす

（一）頭痛、頭重、眩暈、耳鳴等の神經症を發し顏面蒼白に或は充血して衂血を生し或は精神沈鬱し或は發揚し或は一時茫として失神狀を呈するものあり

（二）頭腦は思考の府なるに彼等の頭腦は精神の薄弱なる深く考慮する力乏しく假令思考するも論理に適合せす考へよりは却つて感ずる方多く又事々物々理屈を陳し司獄官吏誰彼の區別なく理屈張つて動もすれば反抗せんとし又尾に鰭を添へ諄々と愚痴的理屈を捏ねるの風あり

（三）一體小言苦情を述へ列ふるものは畢竟意志の薄弱なるに根基すと雖も一面又對比的類似聯想力盛んにして他監獄の處遇と現在監獄の處遇とを對比して小言苦情を喋々するものあり

り例之は現在監獄の食量少なき事戒護者監獄醫の處遇に就き他監獄は斯く斯くなりなどゝ苦情を述ふるか如し

（四）智能は慧敏にして如何にも尋常人の如く見ゆるものあるも何にかに付け考慮散漫頑迷にして知見の明に乏しく大に熟慮を欠き秩序ある智能にあらす人の弱點のみを詮索せんとする所謂猾智詐術權策等俗に謂ふ惡智慧にして例之は不斷戒護者の隙にのみ傾注し其虛に乘し惡計惡慾を逞ふせんとするか如し然るに其惡計中何となく間の抜けたる所ありとす

（五）又凡ての利己本位にして之より析出せらるるものは皆猾智のみにして殆んと全腦利己の蘊奧を盡し居らさるはなし故に其概念は不平心强く屁理窟を述へ處遇の是非を訴へ一面猜疑心深くして戒護者の善意監獄醫なとの心盡しを曲解し自己を善解し又官吏を巧に胡麻化し陰に利益を得んとするに汲々たるものあり

（六）智力は可なり發達し居りて唯道德感情のみ惡しくして不良悖德の行爲を爲すものあり例之は虛言を吐きて官吏を欺き一時を糊塗し一時の偸安を得んとするものあり

又事に對し物に觸れ事實を虛構し其れに一種の彩色を加へ眞正の事實を蔽ひ欺き去らんとするものあり之れ則ち病的虛言の一種に屬す

（七）面接其他の事柄に接し彼等と交膝會話するに其言ふ所世の實社會と隔絕せられたる結果にや思慮の連絡は保持せられ居るも新しき經驗を取入るゝこと少なく先入の舊路を辿り常に一律にして陳套に則り出話し其出話の主眼と枝葉の區別判然せす語る所迂廻繁多冗語多く不必要なることより述へて速かに要旨を語

らす枝葉に流れ餘談に時を移し所謂迂遠冗長症とも言ふべき狀態のものあり之れ異常者一般の通有性なるか如き感あり

(八)　日常の事柄に就ては其感情の發露は少しも常人と差異あるの點を發見せざるものにして一朝何等かの事に觸るゝや忽ち變して非常に強度の感動を現はし其發現は動機(原因)と反比例を爲し且つ常軌常道を逸し行爲は爲めに其感動に左右せられ自己的感情益々亢進して何處までも我意を遂けんとして戒護者の制止を顧みず滔々戒護者に喰つて懸るか如きものあり

(九)　原因動機の瑣末なるにも關せず感動非常に烈しく激發して毆打傷害等の行爲を演するものあり而して其感動の一時性に蓦然として消散するものあり或は持續して再三繰返すもの

あり其際の心理狀態を研究するに所謂病的感動とも稱すへく夫れの如く思慮分別を失し多少意識の濁れるを見ることあり

(十)　中庸の欠損(所謂偏頗心)あつて精神能力不平均に働き何事も中庸的適度を失するの行爲あり

(十一)　忽悶佞逆的言行ありて自己の所思を固持し例之は雨を雪、白を黑、右を左と云ふか如く飽まで人に逆らひ言はゝ「逆捻」を喰はせ反對の行爲を爲すものあり

(十二)　情調の激變(所謂好惡の念)ありて時々發作的に發することあり其發するや殆んと狂者の夫れの如く一時は前後をも辨せざるに至るものあり

(十三)　嫉妬猜疑心深く且つ物に執拗粘着にして怨恨性を有し又感受力不確實にして外界の事

物例之は戒護者の處遇に對し時々錯誤(思ひ違ひ)を生し已れ一種の想像を逞ふし自己を遇する不親切なりと云ひ自己を疎外し他某者を愛護すると訴へ或は自己の言を疎じ他某者の言を採用すなど丶絶叫し果ては自暴の言行に出づるものあり

(十四)　意志薄弱の外尚彼等は苦痛に抗抵するの力微弱にして不耐忍となり自恣放縱となり全然間違ひたる考慮判斷を持し之れを脫せんとして往々にして逃走を企て或は自殺を計るの傾向を有するものあり

其他之れに關せずして彼等の中には先天的己に躰質上に自殺的氣質てう一種の精神的變質を具有し瑣末なる誘因動機の下に直く自殺を思立ち之れを決行するものあり而して其自殺氣質たるや恰も精神病學者刑事人類學者の唱導する犯罪氣質姦淫氣質と同一なるものなり之れ司獄官の一顧を要すべき點なりとす

(十五)　凡て異常者の一般は智情意の調和圓滿を欠き居りて個々に働くを見る則ち其一方にのみ偏し活動して正しき性格を保つこと能はす例之は或るものは智力の發達全からすして意識をして事物を識別することも事理を解することも敏ならしめざるものあり或るものは情の一方にのみ發達して智と調和すること能はす智をして和樂の德、道義の德を失はしめ一面刺戟性にして外界の刺戟に興奮せられて喜怒哀樂の如き常に動きつゝあり所謂激變し易く智の指導を受けざるが故に瑣末の事に發動して自我と爲り感情易動性と爲りて無謀の言行を演するものあり或るものは意志のみ發育して智情の二者と調和せずして事物を選擇判

定し之れを決行するの作用を欠き且つ耐忍努力も乏しくなりて無理強情我盡と爲り甚しきときは人に對し主角を生し人と衝突し以て意志の一方にのみ偏局せる處の本能を發揮するものあり

斯の如く智情意の圓滿調和を欠くものは自己のみとなりて妻子、衣食、權利義務を忘れ人情を解せず遂に常識を沒却し甚だしきに至つては名譽も生命をも損し累を監獄裡に致すに至るものなり

如上記載せる事實を綜合し之れを精神病學の見地より考ふるにこは之れ尋常一樣の人にあらずして其内最も多數を占むるものは精神病的低格痴愚非社會的行爲者精神病神經病の遺傳及父母祖先の飲酒の過荒に因する一種の異常氣質者にして是等異常者の健康的素質の有樣を觀察するに皆「カモン」、「ロザノフ」、「メンデル」氏の遺傳則に一致して祖先南親の病的若くは犯罪飲酒及自殺等の素質的禍害影響を受け生し來たりしものなるを徵知せり故に余は獨人「クレラ」氏の言ふが如く異常者は形質殊に腦髓の破壞に原因するものと明認するに躊躇せざるなり夫れ然り果して根本的遺傳に因する形質上の產物者たらんには狂者の醫治すべからざるが如く矯正し得べからざるものなりと結論を下さずんばあるべからざるの止むなきに終らんのみ然れども監獄は他一般受刑者の夫れに於けるが如く異常者其の者をして善良なる品性に改善し國民の一員として遺憾なく其本分と義務とを盡さしめんとするには其身躰に精神に將た道德に於ても完全ならしめずんばあるべからず然るに若し其局に當る者遺傳の狀況、境遇、事情の如何身神の狀態等を知悉せずんば監獄實躰の目的を達せんとするも緣木求魚豈に其れ得べけんや以是一般司獄官吏の精神病學的智識を涵養するの上に稗益する所あらんかとの確信を以て爰に調査の概畧を叙し倘之れが研究を續行し行刑上の參考に資せんとするに過ぎず(了)

川越幼年監を訪ふ

香川生

三月某日少年犯罪者を拘禁する特別の監獄―川越分監―を訪はんと貧弱なる身を汽車に托し新宿を發せしは正午を過くる數十分、此日天氣清朗なれども風强く油煙は地を這ふて渦捲くか如し漸くにして車外に出つれは砂塵飛び來つて顔を向くへくもあらず乃ち破帽を手に攫みて面を蔽ひ辛ふして分監の小門を潜りぬ時に三時三十分なり

●思想の單調　刺を通して來意を告け導かれて室に入る、監長榻を離れ予を迎へて辭禮慇懃なり、時恰も數步の外に一少年の直立俛俯せるあり監長は彼れに出去を命じたる後咳一咳、彼少年は含糊なりと雖も擧措頗る敏捷にして今曉列伍を齊へ敎誨堂に到る途次曩隙に乘し墻塀を攀ち田畝に遁竄したりしか幾もなく拿捕し還れりと逃走の顚末を語り更に語を進め、逃走の兆候は之を窺知するに由なく反問追窮すれは窮餘「體操が嫌ひ」と答ふるのみにて常識を以て首肯する能はさる辯解なり、首肯するに足らすと雖も是れ或は飾らざる自白ならん、彼等少年の思想幼稚にして單調なる概ね此類なりと敷衍し、語氣を强めて單刀直入、過くる日同監に於て三少年共謀して熟睡中の一少年を絞殺したる事件に迫ひ、彼絞殺の慘劇を演するに至れる原因を探究するに、三少年中の甲少年は當監に在るを快とせす只管他監に移送せられんこ

とを冀ふの餘り、殺人でも犯さば他監に移さるゝならん無期懲役となりて北海の邊陬に暮さんか否らされば死刑の宣告に絞臺の露と消へんか生來薄倖にして獄裏に苦楚を嘗むる吾等、生命の長短何ぞ問ふ所ならんや生死豈關する所ならんや禍福を天に委して水火に投せんと決意の臍を固め、相親める乙少年に殺意を打明けたるに、乙少年亦出獄の後寄邊なきを啣ちつゝありければ直ちに之に加擔せんと諾し、或夜熟睡中なる某少年を絞らんとて寢具を剝くや某少年の蠢動くと同時に他の一少年圍を出てんとして驚倒せるあり、二少年乃ち事成らさるを察し不知の態度を裝ひて瞰む、然れども一念既に兆す燃えすんば盡きさる意氣ある甲乙二少年は、過ぐること二日人靜まれる夜陰二たび夢を破りて起つ、時偶ゝ丙なる少年悄然端坐せるあり、甲少年其故を問ふ、丙少年答ふるに虐待に堪へざるを以てす、是に於てか甲乙少年交ゝ殺害行爲に加擔せんことを勸め、其甘諾する所となるや三少年は前きに一たび手指を染めたる某少年を圍み互に目に合圖しつ其寢具を剝くや某少年復徹かに動くを見たり三少年茲に至りて某少年の覺め易くして殺害するの難きを察し、豹變して、遂に其傍に熟睡中なる一少年を絞殺したり、以上叙述する所即ち事實の全部なり、依是觀之彼等少年の思想幼稚にして深慮なきを立證するに餘りあるにあらすや、一念の起れるは當監に在るを厭ふに外ならす、乙少年の加擔するに至れる亦素因あるにあらす丙少年の加擔受諾の如きは普通の觀念を以てせば殆ど一顧の價値なけん況や某少年を絞殺し難しと思惟するや遽に怨嗟なき他の少年を絞殺すと云ふか如きは、常人の想像し及ばざる所ならすや、深慮に出でざる行爲を兒戲に類すと云ふは思

慮ある者の側面觀なれども叙上の事實は眞に兒戲なりと評するの外適切の語なかるへしと諄々說き去り說き來りて、思想の幼稚單調なること常人の觀察し能はさる所ありと結論せり

◉少年心理研究の必要　之を聽ける予の感興は渠等の心理に及へり、社會に起れる諸問題個性と個性の間に起れる諸種の問題を研究するに當り心理學の力を要すること頗る多し、科學の進歩は之を善用するときは、社會の趨勢人心の傾向を豫知し得へく從つて豫め危險を防遏し良習を扶植し得へく又既に起りたる社會問題個人の行爲に對する結果を考量し應酬の手段を講するを得べし、輓近犯罪者に科する刑を量定するに社會心理犯罪心理の兩點を究むるに至りたる所以のもの寔に故ありと謂ふへし、然れども社會の變遷文明の進歩に伴ひ諸種の問題續出し、人類の心理に及ほせる影響亦深甚なるものあり、隨つて科學の進歩を促すや勿論なりと雖も隨つて進歩すれば隨つて問題を生し、一の定型を以て千篇を律するは不可能なるが故に續繹し來りたる所に據りて通有性とも云ふべきものを把握し此の通有性を定型と假定し、社會及個人間の問題に對する豫斷力を供するに過ぎす蓋し兒童心理犯罪心理等部分的に微を穿ち細を究めんとするに至れるは部分的通有性を知るの必要に迫りたるに因らずんばあらず、而かも猶ほ部分的にも一定不變の心理なるものを發見し若くは創造すること能はざるか故に、狹く深く多くの實驗を重ね時と場合に適合すべしと推定し得る通有性なるものを定めんとするに外ならず、日夕接觸せる個人に就て觀察するも年齡境遇其他種々の關係に因り同一なる心理を有せさること恰も其容貌の異れるが如きものあるは科學の智慮を要せずして

認識し得る所なればなり故に科學進歩すれば萬象の心理をも掌を指すが如く解剖し得へしと隨喜するは愚の極なりと雖も、研鑽し盡したる斷案を提けて諸種の事物に臨まば釋然氷解する所多かるべく假令豫期せる斷案と違ふ所あるも必ずや大に悟る所あらん、斯く想像し來るときは裁判又は監獄の職に在る者は心理學殊に犯罪心理を研究するを要するは勿論なりと雖も、多數の兒童に接する裁判官監獄官は兒童の心理に通曉せざるべからず、監獄官にして、之に通曉するに非れば彼少年の行動を解すること難く窮極行刑の本旨を貫徹する能はさるに至るべし、川越分監の如き多數の少年者を收容せる塲所に在りては戒護の職に當る者と敎化の業に從ふ者とを問はず齊しく少年の心理を知悉するの必要欠くべからざるを感せずんばあらず加之、半ば家庭に在り半は學堂に在る少年を學校敎師に於て監督指導するの比にあらずして四六時中其身邊を透察し得る監獄職員は研究の機會多く實驗の時日亦少からざるべし、此點に就ては彼の學校敎師にして學生の家庭と聯絡を通せんとする苦心に比し寧容易に且つ效果を收むるを得ん予は同分監職員の此に深く思索し少年の胸裏に潜める官能を看破するに至らんことを望む

●日記の檢閲　川越分監に於ては少年の行動感想等を知悉する一便法として、各少年に日記帳なる簿冊を携有せしめ少年をして自ら日常の事故行動及感想を記せしむ、日記に記載する事項は行狀、作業、學課、敎誨、身體、運動、衣食住、書信接見、嬉悲苦痛、希望及夢みたることの十一項と偶意偶感其他の一欄に分つ、而して敎師は一週一回日記帳を査閲し、少年等の心理狀態を知り、之を行動に徵し、以て視察の資料とすると共に處遇檢

束の方法を案出せりと云、予は乃ち五六の日記帳を繙き渠等の筆端を窘束せずして事實と感想を臚列して漏さゞると、其筆意に據りて敎養檢束の至れるを知れり、以爲く、日記に記載せる行動に僞りなくば、渠等の造次顚沛は端正にして規矩準繩に協へり、其の感想として發現せるものに飾りなくば、渠等は能く道を辨へ恩を知れり、渠等の希望とせる所、渠等の夢みたる事に、何等の裝ひなしとせば、渠等は既に光明を認め煩悶を有せずと是に於て予は反覆再讀し退て靜思するに行狀作業其他日課の事項に就ては斯く爲せり此の結果を得たり其事實なしと云ふが如く單に有無を記載するか否らざれば事實の上を衒ふか如き文字を添ふるに過ぎずして、渠等の不面目とする事項に至ては之を記載すること罕なるは何故ぞ、之れ或は利を思ふの餘り眞意を秘するにあらざるか若し修飾せずして露骨に經過の事實全部を擧がば、外部の事實と共に之に關する感想も起るへく趣味をも加ふべく思慮にも變化あるべし、有形の事實の外に無形の或物を故らに記載せざるものとせば渠等は未た僞れるにあらずや、喜悲希望等の項目即ち心裏に潜める意識感覺若くは夢幻の如きは幼稚なる筆端に發露するは極めて難する所なるべしと雖も之に關する渠等の日記は、多くは父母兄弟に關する懷しき美しき回顧錄なり此れ亦直情を披瀝したりと斷定し得べきか、少年の常として父母兄弟の情念に關する感慨多きは疑ふべきにあらざるも、一樣に父母兄弟の温情を感謝せる文字を以て紙面を充塡せるを見るに至ては、悉く天眞爛漫寸毫の粉飾なしと信するを得ず、往々恩を恩とせず愛を愛とせざる者ありて其擧動に事實を語ることあるにあらずや、然れども假令幾分の修飾ありとするも

恩愛の羈絆に在るを知れるは即ち德善を解するを證するなり渠等父母の德善を解するも亦一種の德善を有するものにして渠等少年は之れに賴りて監視者の意を迎へんとするに在りと假定するも監視者は之を利用して渠等を啓發せば可なり、恰も渠等の迎合策に欺かるゝか如き觀あるも之を活用せば少年の美德を養成すべく之を活用せざれば惡德を增長せしむるに至らん、予は唯玆に渠等の日記を見て其全部を安信するなく、內外仔細に觀察する所あらんことを警告するのみ

又添加せんとする一の希望あり日記の檢閱回數を改め每日之を行はんこと是れなり、勿論之を悉く查閱するは頗る煩瑣なるへしと雖も一週間の日記をば一週一回檢閱するを改め、日々の記事を每日查閱することゝせば回數を重ぬるも日々の查閱分量少きを以て設令る所勞苦に差異なかるべく假令に其勞苦を加ふるも速に事項を知り審に之を辯するを得るにあらすや況んや少年の言行は日夕變化多く之を察知するに一日を緩ふすべからざるものあればなり（未完）

婦人犯罪と月經娙娠との關係に就て

秋田根守政規

歸人犯罪と月經娙娠とは頗る關係あるべしそは諸種の記載にありて既に學者の唱ふる所の者なり昨年新紙の報する所によれば屢々敎育ある婦人の萬引等を行ひたる事實は其理由解釋に苦しむものあり婦人月經期の一時的感情轉換は果して克く其原因をなし得るや斯學に於て經驗淺きもの、云爲するを要せざる事なるも又此等犯罪人に就て其關係如何を調査するは興味ある研究たるを失はざるも

のと云ふを得べし元來婦人は其身體組織先天的柔脆に形成せられ加之ならず其智力開達の程度及び其他精神上の進步に於ても決して男子の如くならず故に動もすれば種々の誘惑に抵抗するの能力を減却せらるゝ場合ありと云ふを得而して婦人の性質は過敏なり殊に月經來潮期に至れば生理的種々の關係より容易に其生活現象に變動を顯はし頭痛眩暈等身體の不安を訴ふ、又婦人は元々感情意思に於て脆く精神に於て薄弱なりと云ふを得れば只に月經のみならず其生殖器に何等病的變化を來たす時は所謂精神的障碍を惹起し、惹いては自制力を失ひ一時的發作的に全然平素と異なれる性格を現出することあり鮮しとせず時に或は憂鬱となり或は感情興奮し甚しきに至つては意識朦朧となり思考力さへ缺乏して往々危險の擧動に出づる無きを保せざるなり、嘗て外國に於て眞面目なる婦人の一朝生殖器の疾患に罹りたる後忽ち其性行一變し又犯罪せる婦人中其生殖器關に變狀を呈せるもの多かりし例の事實は聞く所なり、而して本邦に於て月經娙娠及び產褥と犯罪との統計的報告は學識淺き余の未だ了知せざる所なるも既に述べたる如く月經娙娠及び產褥は最も婦人の感情の轉換する時期なれば此際に於て屢々常識を失して悖德行爲を成すことあるは識者の認知する處にして之れに些少の誘導の伴ふあらんか遂に判斷力障碍せられ犯罪を構成するに至るべし、元より犯罪をなすの動機に至つては其犯罪に伴ふ他の原因の關聯するあらんも主として所謂精神的影響と身體的影響はこの結果を生するものと云ふを得べし、ロンブロゾー氏は女子八十人の警察犯人中七十一人は月經中なりしことを證明しレグラン氏は五十六人の萬引中三十五人は貴婦人にして而も月經時なりし

事を報告し居れり（犯罪と精神病篇參考）

余は曩に機會を得て女性犯罪人百三十名に就き月經等に於ける關係を調査せるに實に次表を得たり然れとも調査せる人員極めて少數なれば之れを以て人に資せんとするにあらずして只其事實を發表せるに過ぎざるなり而して調査人員中累犯者は價値少きものと認め之れを省き其他應答明瞭を缺きたるものを除き比較的要領を得たると信じたるもののみ五十四名に就て揭載せり

犯罪ノ種類	月經前	月經時	産婦	姓名	年齢
嬰兒殺傷害	分娩後	某	三	某	三
嬰兒殺	三月	某	二	某	二
嬰兒殺	三日	某	一九	某	一九
嬰兒殺	十一日	某	一九	某	一九
放火	五日	某	一九	某	一九
嬰兒殺	百日	某	三五	某	三五
殺人	八月	某	三五	某	三五
放火	二月	某	二五	某	二五
竊盜	六日	某	三〇	某	三〇
竊盜	六月	某	三三	某	三三
竊盜	月經中	某	三三	某	三三
竊盜	七日	某	三六	某	三六
竊盜	六日	某	三九	某	三九
竊盜	三月	某	三三	某	三三
竊盜	八日	某	三五	某	三五
嬰兒殺	分娩後	某	三三	某	三三
放火	九日	某	三六	某	三六
姦通	五日	某	三九	某	三九
殺人未遂		某	四二	某	四二
嬰兒殺	分娩後	某	三三	某	三三
詐欺	月經中	某	四三	某	四三
殺人	月經中	某	元	某	元
放火	九日	某	三六	某	三六
放火	月經後一日	某	三六	某	三六
放火	二日	某	三八	某	三八
放火	八日	某	四七	某	四七
橫領罪	五日	某	五〇	某	五〇
嬰兒殺	分娩後	某	四一	某	四一
嬰兒殺	分娩後	某	四二	某	四二
嬰兒殺	四日	某	四二	某	四二
放火	五日	某	四三	某	四三

以上の表にて見れば嬰兒殺最も多數を占め放火犯之れに次ぐ又之れを犯罪の動機に照して種別せば月經前には放火、月經時中には殺人多く姙娠時中には放火竊盜相半ばし分娩産褥には嬰兒殺多數を占む而して嬰兒殺の大半は其私生子を殺害したるものにして養育困難若くは廉耻心の結果與りあるものゝ如し



竊盜	五月	某	元	嬰兒殺	
放火	六月	某	四一	嬰兒殺	
謀殺	月經中	某	四九	竊盜	四日
殺人	月經中	某	四三	放火	五日
竊盜（萬引）	七日	某	三七		
放火	六月	某	元		
嬰兒殺		某	四〇		
詐欺	一日	某	三三		
放火	四月	某	四五		
竊盜	十日	某	三〇		
嬰兒殺	二十日	某	四一		
	十一日	某	四一		
	十六日目	著シク精神異常ヲ呈セリ	三七		
放火					

嬰兒殺		某	三八		
嬰兒殺	分娩後	某	四七		
放火		某	四五		
殺人	月經中	某	四五		
嬰兒殺	分娩後	某	四〇		
嬰兒殺	分娩後	某	四二		
殺人	七日	某	三六		
謀殺	三日	某	四二		

通信

●廢物より得たる經驗

長崎　杉野典獄通信

拜啓益御清祥奉賀候陳者別紙廢物より得たる經驗は他監に於ては夫々利用せられ居る義とは思考致し候得共當監の不注意を自白すると共に他を誡戒せらるゝ資料とも相成候はゞ本懐の至りに御座候先は右迄得貴意候　敬具

電燈又は炊事瓦斯用燃料たる石炭の焚殼は從來之を構外に搬出道路修繕用等に請ふ者ある時は供給しつゝありたり然るに小官偶々其投棄場所を巡視せしに婦女子の何物をか拾得しつゝあるを認めたるを以て調査するに所謂「ガラ炭」（九州地方ニ在リテハ純真ナル石炭ヲ焼キ製スルモノ）なることを發見せり爾來受刑者中不具者の一人をして該焚殼を構外に搬出前に於て撰出せしむることゝせしに客年五月より今日に至る迄其撰出せし數實に一萬七千百三拾八斤の多きに達し本監湯呑料に於て木炭に代用するも尚餘裕あり其品質は純良なる石炭を以て製したるものに比すれば素より劣等なりと雖も湯呑料若くは浴湯用燃料として何等差支ふる所なし

本年一月以降電燈を民業會社に移したるを以て焚殼の量減少せしを以て其以前の如く多量を得る能はずと雖も然れども尚一日二十斤乃至三十斤を得るに難からず民間「ガラ炭」の賣買價格一斤七厘五毛假りに當監撰出のもの一斤五厘とするも確かに八拾五圓六十九錢を廢物中より拾得せしことゝなる

既往僅かに十个月にして此の如し若し明治四十一年本監移監以來實行せしならんには裕に十萬二千八百二十八斤此代金に於て五百拾四圓十四錢を得たるならんに否らずして之を地上に散布し地下に埋沒せしめたるを追想せば洵に遺憾に堪えず

●追吊法會と保護

尾道分監教誨師　法喜蓮乘報

▲追吊法會　三月二十一日廣島監獄尾道分監に於て在監死亡者四百三十七名の爲め追吊法會を擧行す從來當分監に於ては春秋二季皇靈祭の日に於て追吊法會を擧行し來りしも本年は本派本願寺より佛具及打敷等の寄贈ありたるを以て佛前の莊嚴具備し且つ尾道區裁判所判檢事の來臨あり最も莊重に勤修せしにより在監者一同に多大の法益を與へたり或は寺島分監長の告辭に始まり勤式、分監長吊文、來賓並に職員受刑者惣代の燒香、教誨師の教誨にて茲に式終了し夫れより分監長教誨師を始め吏員受刑者惣代墓參燒香す寺島分監長の吊文左の如し

吊文

維時大正二年三月二十一日を卜し明治十六年十二月當監創設以來在監死亡者四百三十七名の爲め茲に追吊法會を擧行し其靈に告ぐ

生者必滅會者定離は人生の常なり人誰か死なからん然れば生て皇國の忠貝となり死して樂土の妙果を得んか則これ人生の痛快事にして死を視る事歸るか如く何んぞ憂ふるに足らん然りと雖生て人道を誤り死して苦界に沈淪し冥より冥に入るの徒に於ては實に死は是れ人生悲慘の極と云ふべし況んや國法に悖り囹圄の身となり不幸病魔に襲はれ藥石効なく臨終の刹那父母を墓ひ妻子に憧かれ千載の恨みを呑んで瞑死せし者に至りては慘中の慘にして轉た憫然の情に堪へざるなり今や聖代の惠澤四海に普く仁慈苦惱の群萠を救濟して漏し給はず官死後の罪を追窮せず茲に追吊法會を擧行し佛前を莊嚴し讀經燒香汝等の冥福を祈り且つ在監者を參列せしめ香を焚て以て深く吊意を表せしむると共に自覺反省の念を惹起せしめんとす是れ自他得脫の因緣と謂ふべし

嗚呼汝等は生て慘憺たりと雖死して此勝緣に値遇する事を得靈夫れ瞑すべきなり希くは來り饗けよ

囹圄曾成不歸客　聖明今日覺香嗟
慈恩春遍觀音寺　卽登轉迷開悟花

尾道分監長　寺島靜次郎

（囹に云ふ分監の地觀音寺嶺なるを以て今尚此地を觀音寺と稱す冀詩故に及ぶ）

▲出獄者保護　當分監に於ては永田典獄の達示に基き二十歳未滿の受刑者三十歳未滿の初犯者賞遇者其他特に必要を認めし者に對しては滿刑釋放前歸住地所轄警察署へ保護依託書を發送し釋放當日

親族及相當引受人を出頭せしめ釋放後に於ける保護方を訓諭の上引取らしむ若し引取人出頭せざる時は適宜保護を加へ歸鄉せしむる事に努め居れり其效果の見るべきあり（明治四十五年大正元年）中保護を加へし人員に對し其行狀成績左表の如し

保護者行狀成績表

保護方法		初犯			累犯		
		行狀	行衛入死	計	行狀	行衛入死	計
父兄又ハ親族ニ於テノ引取リ	眞普通	二五	四	二九	三	一	四
保護會ヘ委託シ	不眞	四一	三	四四	一〇	一	一一
其他	不明	一三	三	一六	三	一	四
	監亡	七	一	八	一	一	二
合計		八一	八	八九	一四	三	一七

備考　初犯者入監一名は高松監獄へ入監
累犯者入監二名は當監へ入監
初犯者行衛不明中四名は家族と共に他へ移住せしもの

●長野縣下に於ける保護事業概況

長野　白井勇松通信

昨年長野縣下の出獄人保護事業一班に付報道するところありしが縣下に於ける出獄人保護事業が着々其成績を擧げつゝあるは寔に喜ぶべき所なり吾人は出獄人保護事業に關する施設及び保護思想の普及に關して幾多の困難と戰ひ熱心に微力の限りを盡くし居ることにて其事業の發展經營に付ては着實穩健に其實質上の成績を擧げんことに盡力し居り徒らに表面上の數字の多きこと若くは其輪廓を大にし誇張以て能事足れりとするが如きは吾人の採らざる所にして着々其實際的の成績を擧ぐることに苦心慘憺たり出獄人保護事業の如きは永久的に着實穩健に其成績を繼續すべきものにして御祭的の一時騷を以て只表面の數字を爭ふが如きは本事業の性質にあらず昨年恩赦の事ありて著しく一般に保護事業の進歩發展を見るに至りたるは誠に慶すべきことにして吾人が數年前より希望して止まざりし監獄協會の保護中樞機關說即ち監獄協會か一面に保護部を設け全國保護會の中樞となりて統一的に保護事業を經營するに至らんことは吾人年

來の希望なりしが今や此機雲漸く熟して今般監獄協會が中央保護會を設立して以て各地の保護會を系統的に統率するの事成るに至れるは衷心より喜ぶ所にして斯業の爲め欣喜慶賀措く能はざる所なり全國保護會の內容及び保護の方法固より一ならず隨て保護したる數字の上のみより保護の成績若くは保護會の實質を斷ずるを得ざることにて系統的に能く連絡を保ちて事業を進むるに至らば眞に保護の實質を完ふし其發展を期するを得ん今茲に尙ほ我長野縣下の保護事情の一班を報道せんとす

我長野監獄に於ては保護に關し旣に採り來れる方法以外に明治四十五年春以來更らに出獄者に對し其所屬寺院の明なるものにして其町村若くは其附近に歸住する者は悉く之を其所屬寺院に通報し寺院住職に於て屢訓諭敎戒を加へ善導保護し以て時々其狀況を監獄に通報を受くることに爲せしに其效果豫想以上に大なるを認むるに至れるは誠に喜ぶべきことなり

恩赦出獄者は悉く保護者を召喚し保護者の責任の大なること及び保護監督の適實を期する方法等に關し懇々諭示して保護の實を全ふすることを誓言せしめ而して之を引渡し其保護者の出頭することを得ざる場合には保護團體に託して之を保護者の許に送致せしめ若し保護者なきか又は適當の保護者と認むることを得ざる場合は之を保護團體に保護せしむることは特に言ふまでもなきことにして斯の如き方法を以て充分保護の手段を講じつゝあり決して漫然保護者ありと云ふの名義の下に單獨旅行の釋放を爲すが如きことなく各個人每に懃からざる手數と努力を以て保護に力めつゝあり

少年受刑者に對しても悉く保護者を召喚し假出獄者、老年受刑者其他必要ありと認むるものゝ釋放に際し保護者召喚の手段を採ること亦同じ

長野縣が明治四十三年に於て訓令を以て定めたる保護手續に照應する爲めに長野監獄本分監より警

察官署及び市町村役場に保護の通報を爲す者並に他府縣に歸住する者にして必要上同樣の通報を爲すものゝ數亦漸次增加し又保護團體の規模擴張に伴ひ之に保護せしむる者亦漸次增加せり

明治四十五年、大正元年中即ち昨年中長野監獄が保護に關し採りたる統計數は左の如し

明治四十五年、大正元年中保護に關する統計（長野監獄）

監獄ヨリ停車場又ハ乘船場迄ニ送リタル者	六一八
父兄其他ノ親族ニ於テ直接ニ引取リタル者	二五三
保護會ニテ引取リタル者	二一九
篤志家ニ於テ引取リタル者	一
寺院ニ於テ引取リタル者	五〇
官公署ヘ保護方通報セシ者	四二二
寺院ニ保護方通報セシ者	三一三
保護會ニテ歸住旅費又ハ衣類ヲ給與シタル者	一一
合計	一、三三〇

余か一方に其當事者として同志と共に盡力しつゝある出獄人保護團體たる信濃福壽園は益好況に發展しつゝありて長野縣に於ても事業の着實穩健に發達するを認め縣會議員中の數人も我が信濃福壽園の實況を見て其經營施設の良好なるを認め居り昨年の縣會に於て大正二年度豫算に慈惠救濟費の內より若干を福壽園に補助するの案件を滿場一致を以て議決するに至れるが如きは即ち其發展上大に喜ぶべき所なりとす

信濃福壽園は長野に本部を置き分監所在地たる松本、上田、飯田に支部を置き其本支部に於ける昨年までの保護人員を通算せば左の如し然り而して明治四十二年に創立すと雖も活動するに至りたるは明治四十三年四月以後にして收容保護を加へたる人員三百三十一人、單純に送致のみの保護行爲四十七人、衣類旅費給與の保護行爲三十四人、合計四百十二人の內明治四十三年四月以前の數は僅かに數人に過ざりき

信濃福壽園は從來の三支部の外尙ほ進んで縣下各郡市の樞要地に支部を置き發展するの計畫中なり

信濃福壽園出獄人保護表　自明治四十二年七月創立　至大正元年十二月　合表

名稱	新被保護人員	退園者				合計	年末被保護人員
		自活ノ途ニ就キタルモノ	親族故舊ノ引取リタルモノ	退園ヲ命シタルモノ	死亡セシモノ	無斷退園又ハ入監セシモノ	
信濃福壽園	三三一	七七	一五八	一〇	三	二四	七	二七九	五二

備考　監獄ヨリ放免ノ際信濃福壽園ヨリ親族故舊ニ送リ屆ケタルモノ　四十七人
監獄ヨリ放免ノ際信濃福壽園ヨリ衣類又ハ旅費ヲ給與シタルモノ　三十四人

大正元年十二月末日現在被保護者ノ職業別

大工	二人	二人
職		
行商	二人	二人
學校炊事傭	二人	二人
小使	三人	一人
醬油屋奉公	一人	一人
商店奉公	一人	一人
洗湯屋奉公	三人	二人
下女奉公	一人	一人
農家奉公	三人	二十人
鍛冶職	一人	一人
穀屋奉公	二人	二人
活版屋奉公	二人	二人
運搬夫	二人	二人
火夫	一人	一人
日雇	二十人	二十人
人力車挽子	一人	一人
計	五十二人	
內圓內居住者十一人		

縣下小縣郡上田町には小縣佛教會なるものありて之れ亦信濃福壽園と提携して保護事業の一端に貢獻し居り小縣郡內に歸住する出獄者を其歸住地に

送り届け又は訪問敎戒を加ふるを目的とする保護の事を掌り居りて其保護數は左の如し

小縣佛敎會保護人員表

	自明治四十三年十一月 至大正元年十二月	十一人
明治四十三年中		百二十二人
明治四十四年中		八十一人
大正元年中		二百十四人
計		

尙ほ縣下下高井郡中野町に北信佛敎和合會なるもの設立せられ役員等の組織成る其目的とする所は免囚保護、不良少年感化其他慈惠救濟にありと云ふも未だ事業を開始するに至らず又右の外二、三の郡に於ても宗敎家其他の有志相會し團體的保護事業經營の議あり然れども未だ具體的の成立を見るに至らず吾人は其事業の堅實に經營せらるゝにあらざれば毫も感服する能はず願くは堅實に其成立發達を見んことを希望す吾人は主義として系統的の保護會成立及び發展を希望するにありて又時勢の必要上斯の如くならざるべからざることなるを信ず此點よりせば信濃福壽園の如きは益系統的に發展するの望あり今や時勢の必要上中央に中央保護會の設立ありて全國各地の保護會が悉く之に加盟して系統的に保護の實蹟を擧ぐるに至らんことを期するの時なれば縣內に幾多雜種の保護會の勃興せんよりは系統的に本支部の關係を以て縣內樞要の各地に彌らんことを希望す

長野縣に於ては明治四十三年十月訓令を以て出獄人保護手續を發布し我長野監獄本分監は之れが手續に照應して保護を要すべきものに對する通報を常に聯絡を取りて爲しつゝあり而して其成蹟亦大に良好なるを認む手續發布以來昨年末に至る二年有餘の保護成蹟は左の如くにして概括するに其十分の八は成績良好なるを認むるは縣の當事者と共に吾人の同慶する所なり

自明治四十三年十月 至大正元年十二月 出獄人保護成績調査表 長野縣三ケ年合表

保護ニ關スル通知ヲ受ケタル出獄人	男	女	計
	四九	三一	五一〇
保護ヲ必要ト認メタル出獄人	五一	三	五四

他管ヨリ轉入

計		九	一	九
成績良好ニシテ保護ヲ解キタルモノ		四九	三四	五七三
他管ヘ轉住		三六	五	三一
出獄ノ通知ヲ受ケ歸着セサルモノ		二七	一	二八
出獄ノ歸着後居所不明ノモノ		三三	一	三四
再ヒ犯罪ヲナシタルモノ		二七	三	三〇
死亡		七	—	七
計		一四	一八三	一八三
現在保護中	職業ヲ營ムモノ	改悛ノ狀アルモノ	一六九	二三三	二九二
		改悛ノ狀ナキモノ	九七	二三	一二〇
	職業ヲ營マサルモノ	改悛ノ狀アルモノ	一七	一	一八
		改悛ノ狀ナキモノ	六	二	八
計			二三	一	二四
訓戒ヲ加ヘタルモノ			二三	二	二五
			二七	四	三一

縣下免囚保護の狀況

字都宮　逸見典獄報

本報は逸見典獄より本會伊藤主事へ宛たる信書中より同縣下に於ける免囚保護事情に關する部分を抄錄したるものに係る

牟序縣下免囚保護の狀況概略御報申上候本縣は八郡一市七十四町村にして戶數は一萬五千人口百萬其最も稠密なるは鬼怒川那珂川渡良瀨川の河涯に在り福島縣に接する連山中には那須鹽原群馬縣に續く山岳には足尾銅山ある外は概ね離群索居僅に炊煙を騰る部落に過きず而て鹽谷、那須、上都賀の三郡は廣袤他の五郡に比するに足るも山野多く人家粗なること前御任地の福島縣に於ける阿武隈上流沿岸を四圍の山地と相等しき樣に考られ候て犯罪も此地方可なり多く御座候福島は如何に候や存せず候得共當縣の山野の地平野に比し犯人を出すこと多く而も竊盜賭博は勿論他の犯罪も他郡に讓らず候或者說をなして曰く生活難に由るかと夫れ或は然らん然れとも維一の原因と認むる能はず宗敎敎育生活風俗等の關係あるならんと存候而て此方面何事も發達遲々たる觀有之候保護事業の如きも南部平原の地に率先せられ候今は下野保護會

の支部と相成居候栃木支部は實に下野保護會に先して起りたるものにして所謂世道人心を革むる會合は足利に和合會眞岡に如來會茂手木に交詢會等有之は其例に有之候

今管内に於て下野保護會は敢て曰す其地に昨年迄何等の設立の模様も聞さりし處に候只足利の宗教團に和合會なるもの有之本會は先に火葬場を設立し次て免囚保護會を營まんとの議ありて小生も二三度面議したることありしか同會は免囚保護のみならす感化救濟事業も併せ營まんとの意にて下野保護會の拿下に加はるを躊躇せるもの丶如く其儘推移し昨夏に及ひ候然るに秋冬の交各宗管長より免囚保護事業に關し垂示あり又社會の矚望に副はんとて縣下各家佛教家の重なる人々會合を催ほし候も會する者少く頗ふる牛歩の感有之候に付小生市内の寺院を歴訪し協議の進捗を促したる効なりしや否は不明に候得共各寺院の意見も纏り檢事正小生新聞記者等を招し能仁會と稱する佛教團の保護會の設立を見るに至り候併し未た設立したる迄なれは尚一回の總會を開きたる上活動する筈の趣に候此能仁會は縣下一千の寺院の結合と稱す其寺院たる日光輪王寺は申迄もなく古刹大寺を含みたれは大なる力あるを疑なき事に存候

元來小生も檢事正も縣下の保護機關と縣の中央には下野保護會あり中央の働きは本會以て伍すへし其郡村に歸り家庭に入るものに付ては鄉村に於て保護に伍する機關なかる可らす然るに此機關は町村長の縣の訓令に依り保護に任する外全く無之を遺憾とす故に此種の方法を講すへき趣意を屢々説示致候能仁會は此希望を滿たすべく發展やは實に有望なる會となるへきものに候此外安蘇郡に四恩會なるもの發起せられ候郡長之か會長に相成居候も是亦宗教家の結合とて郡内の者を保護するものに候若し各郡本郡の風を望て設立するに至らは能仁會の支部とするも別個のものとするも效果の見るへきものあらんと信し候尚村落に在者の保護の方法に至りては交渉を要するを以て其内會合する見込に候兎に角當縣に於ては保護事業は一般に閑却せられたる狀況にして下野保護會の如きも確實なる基礎を有せされは之を築くと同時に效果を擧けさる可らさる場合にありて大に奮勵すへき秋に候右は甚亂筆に候得共御判讀被下度候

●各地に成れる免囚保護會

水戸だより

當管内に於ける免囚保護會成立の概況に關しては曩に通信せし所ありしが其後地方各宗僧侶並に篤志家の起て之れが經營に任するもの相踵て出て多賀郡には各宗寺院並に篤志家を以て組織せる多賀佛教會成立し猿島郡には官民有志慈善家より成る猿島郡保護會の設立あり稻敷郡には稻敷郡各宗佛教團保護部の起るあり又行方郡には各宗寺院住職及篤志者の外町村長を以て組織せられたる常陽會の成立を見るに至る又盛んなりと謂ふべし吾輩は此等の諸會が圓滿なる發達を爲して社會の爲に貢獻する所あるを祈るものなり

●縣下保護教團の成蹟

大分監獄報

大分縣に於ては明治四十四年九月大分市及其附近眞宗十三ヶ寺の寺院住職の組織に係る大分眞宗教團津梁會の創設以來同年中四教團の成立を見るに至り爾來縣内郡市各宗派寺院の發起により總計二十五教團の多數と之れが統一機關として大分縣保護協會の成立を見るに至れり寺院總數九百八十ケ寺山村僻陬と雖ども之れが會員を有せざるはなし之れ畢竟宗教家の先見と奮勵とによるにあらざれば能はざる處なり而して各教團競て斯業の成果を擧ぐるに熱注し殊に昨秋恩赦の詔勅の發せらるゝや保護協會は評議員會(評議員は各教團長)を開催し恩典に浴したる者をして聖旨に悖らしめざる樣極力保護の實を擧ぐるの協議を遂げ監獄との連絡

は勿論各教團間互に氣脈を通じ鋭意斯業に從事さるゝの實況は當局として大に其勞を多とし社會の爲め大に感謝の意を表せざるを得ざる處なり今左に昨一週年間に於ける成績を擧ぐれば左の如し

一ヶ年間教團に保護を囑託したる總員四七九人內歸着せざる者一三人、再犯入監したる者一〇人、逃走したる者と一時出稼の爲め居所を離れ行先不明の者等三〇人にして年末現員四〇四人なり而して內調査未了の三人を除き改悛の有樣を見るに

		百分比例
改悛ノ狀アル者	一九二	四七、八
改悛ノ狀稍アル者	一六九	四二、一
改悛ノ狀認メ難キ者	四〇	一〇、〇
計	四〇一	一〇〇、〇

改悛の狀認め難き者は僅かに一割に過ぎずして保護中の大部分は成績良好と稱するを得べし又職業の有樣を見るに

勉勵	一三七	三四、八
普通	二一八	五四、四
怠惰	三八	九、五
職業未定	八	二、〇
其他		

職業を怠ると認むるものは一割弱にして皆普通以上精勵し居れり又行狀の良否を見るに

善良	七八	一九、八
普通	二八七	七一、六
不良	三六	九、〇

不良の行ありと認むる者も一割に上らず生活狀態を見るに

豐	二七	六、八
普通	二〇二	五〇、四
貧困	一七二	四二、九

生計豐なる者は僅かに六分にして普通の生活をなす者半數を占め貧困者は百人中四三人是れにより之を觀るも出獄者の多くは生活難を訴へつゝあるものなるを以て彼ら善域に指導すると同時に家計の困難を救濟するの方法を講ずるは再犯を防遏する唯一の方法なりと認む

●十勝及び釧路　免囚保護會の新設

十勝監獄報

拜啓筆硯愈々御勇健奉賀候陳者客秋政府當局の免囚保護事業に對する指導奬勵に依り各地に保護機關の增設を見るに至り且既設の保護事業も亦努力奮勵して以て實行を期せんとしつゝあるは多年唱道せる監獄當事者の聊か意を得たるものと被存候當監管內には從來本監所在地に監獄職員組織の保護會あり根室分監所在地には根室佛教各宗同盟積善會あり今又更に本監所在地に十勝自營會釧路町に釧路免囚保護會の新設を見るに至る斯道の爲め慶賀すると共に斯界に紹介致度別紙規則書二通及送付候間貴紙餘白へ御揭載相成度得貴意候　草々敬具

△十勝自營會創立趣意書

吾人は社會の安寧と個人幸福の增進を企畫して止まざるものなり然るに犯罪は社會の病根にして若し夫この病根を芟勦するにあらずんば何を以てか社會の安全を保持するを得んや吾人は社會政策上又人道上より此病根を防遏救濟し刑罰機關の使用を減ずる方法を講ぜざるべからず我國現時の在監者は六萬六千有餘人に計上せられこれに對する國費亦大凡七百萬圓に達す而して彼等の多くは累犯者なり如斯境遇に至らざるべからざる彼等の徑路亦茲に存するあるを觀る彼等は一朝の過ちより在監の身となり慚愧反省し出獄後眞民に復歸するを期し出獄するも住むに家なく食ふに糧なく職を求めんとするも鄕黨容れず親戚顧みず嗟然孤立生計の道に窮し失望落膽の極み犯罪を敢てし斯くして數犯達に病骨盲に入り終生暗黑界の人たるに至る皆終らざるはなし其情眞に憐むべきの極みならずや若し夫これを救ふに慈悲同情慰藉誘掖するあらんか彼等如何に陋なりと云ふも自ら好んで犯罪を累ぬるものあらんや免囚保護の必要茲に存す而して彼等を保護誘掖するは單に個人を救ふにあらず即ち社會を保護する所以にして換言せば一犯罪を防遏するは一國の害を除き一國の利を增進するは理自ら明なり殊に明治天皇屢御に付至仁の德音を普及せしむる爲め大赦の恩旨を煥發せられ恩典に浴する者亦尠からずといえども彼等を誘掖せずんば再び網繩の人となるは既往の經驗に徵して憂慮するところなりこれ至仁の恩旨に對し恐懼措く能はざるのみならず人道上悲嘆とするところなり然るに當地には大監獄所在地にして未だ其設備を見ず誠に遺憾に堪へず因て爰に同志相謀り本會を組織し以て此事

業の成功を期せんとする切に望むらくは大方の諸士彼等不幸なる免囚の境遇を憫察し本會の事業に對し後援を與へられんことを

大正元年九月十五日

△十勝自營會規則

第一條　本會は十勝監獄出獄者にして親族故舊の賴る所なきものに保護を與へ獨立自營の道を得せしむるを以て目的とす

第二條　本會は十勝自營會と稱す

第三條　本會は帶廣町に置く

第四條　本會は被保護者の性格體質及職業に依り職工若くは傭人となるへき適當なる業務に就かしむ

第五條　被保護者は可成他に紹介するも不得止者は保護場に寄宿せしめ直接の保護を與ふ

第六條　保護期間はこれを限定せす被保護者の獨立經營し得る程度に至りて止む

第七條　本會は監獄官警察官若くは評議員二名以上の紹介ある者に限り之を保護す

但し情願者ある場合は其事情に依り特に保護を與ふることあるへし

第八條　被保護者所有の金員は總て本會に於て保管し利殖の方法を講し保護を解くの際又は止むを得さる事情を生したる場合に於て之を本人に還付するものとす

第九條　本會の規則及教示に違背し保護の見込みなきものは評議の上これを解くことあるへし

第十條　本會に左の役員を置く

一會　長　壹　名
一理　事　若干名
一司　計　壹　名
一書　記　壹　名

第十一條　會長は本會諸般の事務を掌理す

理事は會長の指導を受け諸般の事務に從事し會長事故ある時は之を代理す其代理の順序は會長之を定む

司計は會長の指揮を受け金品の出納を掌る

書記は會長及理事の指揮を受け庶務に從事す

第十二條　本會の役員は名譽職とす

但し書記は評議員の決議に依り相當の報酬するとあるへし

第十三條　會長は會員之を選舉し理事以下は會長之を囑託す

第十四條　本會役員の外評議員若干名を置き會員中より選舉す

評議員は重要なる事項の評議に與り會計の監査を爲し其他本會の事業を助成す

第十五條　本會の趣旨を賛助するものを會員とす會員は左の四種とす

名譽會員　評議員の意見を聽き會長之を推薦す

特別會員　一時金貳拾圓以上若くは十ヶ年毎年三圓以上を寄附するもの

正會員　一時金拾圓以上若くは十ヶ年毎年一圓五十錢以上を寄附するもの

賛助會員　一時金參圓以上若くは十ヶ年毎年五十錢以上を寄附するもの

第十六條　本會は會費及篤志家の寄附に係る金品其他補助金を以て之を維持す

第十七條　本會の收入金は日常費を除く外確實なる銀行又は郵便局に寄託するものとす

第十八條　本會は毎年一月一回總會を開き前年度の事業成績及收支決算を報告するものとす

第十九條　本規則施行に關する細則は會長別に之を定む

△釧路免囚保護會創立趣意書

長くも　先帝の關御は上下の懽異措くこと能はさる所にして國家の大事實に之れに過きたるものなし今や吾等教家本然の責務として　先帝の遺澤を普霑し其冥福を資助し奉り　今上陛下の聖旨を奉戴し其新政を裨補し奉るは免囚保護の事業を實施するより急なるはなきなり

之を以て各宗管長は御大葬の發表せられしより數次會同し懇切なる協商を盡し兼て政府に就き精細に其意見を聽取し免囚保護事業の實施に關する心得を制定し各宗寺院聯合共同して免囚保護の實を擧けんことを吾等教家に諭告せらる

顧るに今日の囚徒は大概吾か佛教の信徒にして之をして羈縻に繫縲し囹圄に呻吟するに至らしめたるは平素教導の充洽ならさるに職由し其責全く吾等教家に存す

之を以て出獄人をして良民に復し正業に就かしめ長く其堵に安し信念を培養し再び罪惡を犯さしめさることは誠に之れ吾等教家本然の責務なりと謂ふへし殊に今回御大喪に就きて恩赦の大詔を發せられ在監の囚徒は其罪質に依りて或は直ちに放免せらるへしと是等出獄人をして　先帝及今上陛下の恩澤に感泣せしめ佛祖大悲の慈光を加被して曠劫の迷夢を覺醒し累犯の罪障を消滅せしむることを得るの時機は之を今日に逸せは他日復た再會することなきなり

爲に釧路各宗寺院住職は上述の旨趣に基き此際特に報効の丹精を抽て讓讀人を推して各宗の協和を保持し日夜已れを忘れて免囚保護に努力し上み　皇化萬一を裨補し下も國家及社會に貢獻せんことを庶幾ふ

大正元年十一月廿二日

△釧路免囚保護會規則

第一條　本會は釧路免囚保護會と稱す

第二條　本會は事務所を當分の內釧路郡釧路町大字眞砂町博善會舍內に置き被保護者收容所を釧路郡釧路町大字米町今圓寺由內に置く

第三條　本會は釧路國內の在籍者及寄留者の監獄出獄者にして親族故舊の賴る所なきものに保護を與へ獨立自營の道を得せ

しむるを以て目的とす

第四條　本會は被保護者の性格體質及職業に依り職工若くは傭人となるへき適當なる業務に就かしむ

第五條　被保護者は可成他に紹介するも不得止者は保護收容所に寄宿せしめ直接の保護を與ふ

第六條　保護期間は之を限定せす被保護者の獨立生計し得る程度に至りて之れを止む

第七條　本會は監獄官警察官支廳長及各町村長の紹介ある者に限り之を保護す

但し右の紹介を待すして情願者ある場合は其事情に依り特に保護を與ふることあるへし

第八條　被保護者所有の金員は總て本會に於て保管し保護を解くとき又は止むを得ざる事情を生したる場合に於て之を本人に還付するものとす

第九條　本會の保護すへき者は第七條の所定によるは勿論なれ共主として左に揭くるものに之を加ふへし

一　出獄後歸住所又は引受人なく現に獨立の生計を營み難き者

二　旅費の缺乏家族間の不和又は其他の事情に因り歸住所に歸住し難き者

三　在監中特に慰藉訓諭を要する者

四　出獄の際他人の補助を要する者

五　歸住後引續き監督指導を要する者

其他特に必要を認めたる者

第十條　保護の方法は金錢物品及宿所の貸與、職業の紹介、本人の身元引受行狀監督、本人と親族故舊隣佑並に被害者間の和解調停本人に對する慰藉訓諭、其他必要に應じ本人の爲にする周旋盡力の方法に依り之を行ふものとす

第十一條　本會の規則及教示に違背し保護の見込なきものは評議の上之を解くことあるへし

第十二條　本會に左の役員を置く

一會　長　一　名
一幹　事　一　名
一書　記　一　名

第十三條　會長は諸般の事務を掌理す

幹事は會長の指導を受け諸般の事務に從事し金品の出納を掌り會長と連帶責任を負ふものとす

書記は會長及幹事の指揮を受け庶務に從事す

第十四條　本會の役員は任期を滿一ヶ年とし別に報酬を給與せす

第十五條　會長及幹事は會員之を選擧す

第十六條　本會に釧路佛教協和會の會員を以て之を本會の會員とす會員は重要なる事項の評議に與り會計の監査をなし其他本會の事業を助成す

第十七條　本會を維持する爲め博善會舍を創立し同會舍の利益を以て之か維持費に充つ

但し博善會舍の純益にして本會支出の費用に足らさる時は各寺住職に於て更に出金することを承諾す

第十八條　本會の經營は當分當路各宗協和會の獨力を以て維持するも萬一其力に堪えさるときは廣く篤志家の寄附に依ることあるへし

但し篤志家の喜捨あるときは金錢物品を問はす其芳志を甘受す

第十九條　本會の規則を加除訂正する必要を生したる場合は會員協議の上之を行ふ

以　上



保護

㊁中央保護會と加盟者

前號所報の如く當協會に於ては中央保護會の設立を計畫し過般斯業者に對し夫々趣意書を送付せしが爾後續々其趣旨を賛襄して加盟を申込み來れるものあるは寔に保護事業の爲め慶賀措く能はざる所なり現に今日までに接手せる加盟申込者實に左の如し

日州出獄人保護會　同仁會　岐阜縣保護會　靜岡縣勸善會　遠州保護會　岳南保護會　志太郡佛教慈惠會　靜岡縣佛教慈濟會　山梨慈善保護會　保護會眞哉倶樂部　自疆舍　婦人保護會　埼玉慈善會保護院　川越就實園　鳥取縣給産會　東京出獄人保護所　鹿兒島縣免囚保護會　群馬縣中央保護會　群馬郡佛教協和會　佐波各宗協會　碓氷郡佛教團　山田郡各宗協會桐生積善會　多野郡各宗協會　新田各宗協會　各宗法隆會　前橋攝法會　橋本園滋賀縣保護院　滋賀縣咬菜園　至德會　同心會　一心會　修育會　福田會　千葉助成會　與善組合　慈濟會　保善會　茂

原町救恤聯合組合　救濟會　各宗協會東金町支部　各宗協會公平村支部　各宗協會大和村支部　龜南町救恤聯合組合　救世軍勞作館　齊修會　佛教廣濟會　佛教洽濟會　石卷町能仁會　佛教大正會　興風會　宮城縣出獄人保護會　八王子扶養園　廣島保護院　三次同仁會　愿後慈善會感化部保護場　熊本自營會　下野保護會（清住町）能仁會　大正四恩會　冲繩悲田會　栃尾鄉慈惠會　大和修導會　奈良養老院　富山縣免囚保護會　印旛郡八生村保護會組合　印旛郡川上村磯善組合（大原町）各宗協會支部　四恩會　慈惠組合　水戶保護會　水戶佛教慈善會上市支部　筑南慈濟會　保及佛教慈善會　眞壁佛教保護會　三濱佛教紹隆會　西茨城郡東部保護會　多賀佛教會　那珂郡北部佛教興隆會　三池保護會　信濃禍轟園　小縣佛教會　愛知慈惠會　札幌紀念保護會　北海道授業場　青森縣佛教慈兒會　淨土宗青森區慈善會　宗和島報恩會　西宇和郡護友會　東濃佛教保護會　喜多郡佛教免囚保護會　東宇和郡報恩會　愛媛慈善會　愛媛保護場　加能慈惠保護場　廣濟舍　能登國慈善會　法德會　大谷派本願寺金澤教務所　十勝監獄出獄保護會　十勝自營會　根室佛教團各宗同盟積善會　寺永慈惠院　博愛職工學會　德安會　羽陽救護院　各宗聯合羽陽慈濟會　置賜佛教慈善會　東西川郡郡各宗慈濟會　京都感化保護院　葛野郡慈友會　南桑鴻恩會　船井郡佛教團　何鹿郡佛教同盟會　天田郡佛教團丹州惠濟會　中郡洪濟會　福島保護會　平保護會　會津保護會　福島縣佛教慈善會聯合國佐賀縣恤產會　唐津力行保護會　長崎縣山保護團　島原悲田院　對島崇興會慈濟部　財團法人幼年保護會　修道保護會　大本山總持寺保護會　岩手保護院　大分縣保護會　大分保護協會　山口免囚保護會　下關保護院　岩國富津田授產場識岐修育會　和歌山市佛教各宗協同會　精華會　釧路免囚保護會　備作惠濟會保護院　勢田各宗協會　利模佛教會　邑樂佛教各宗協會　甘樂各宗和敬會勸善部　吾妻郡樹德會出獄人保護部下山田各宗共立慈濟會　高崎市出獄人保護會　自助興產館　美作佛教各宗自修會　岡山縣佛教各宗修德會　佛心會　邑久郡聖德紀念修心會　後月郡各宗佛教同盟會　眞宗岡山擁護會　水戶佛教慈善會下市支部　下妻保護會　紫東慈惠會　結城保護會　稻敷佛教團保護部　珂北佛教傳導會　自立會　興仁會　秋田出獄人保護所　免囚保護會　佛教和衷會　堺免囚保護會　島根授產會　福岡致誠會　小倉保護會　久留米保護場　眞言宗各宗派聯合法務所免囚保護課　三重縣保護會　米澤商會　林武次郎（大坂市北區本橫通町一一五五）

●全國各保護會代表者の會同

別項記載の如く各地方の保護會は其二三を除くの

外は大概中央保護會に加盟あり茲に始て我邦の保護事業は系統あり脈絡あるものとなりたれは是より中央と地方と相待つて一身同體の働を爲し將來の活動を期する筈なるか中央保護會に於ては此際を期とし打合の爲め全國の各保護會代表者の會同を催し尙其打合會に引續き講演會を開き斯業經營上の參考に資する所あらんとすと云ふ目下中央保護會に於ては之れか準備に着手しつゝあれは遠からす開會の運に至るなるべし

●千葉縣下に於ける保護組合

千葉縣下に於て各宗協會の設立に係る保護組合にして二月までに届出たる分同縣石井典獄より司法省に報告せるもの下表の如し

千葉縣下各宗協會免囚保護組合一覽表

名稱	所在地	組合區域	主管者
興善組合	千葉郡生實濱野村	中村乾信	
圓融組合	同郡千城村	千城村長	
慈濟會	東葛飾郡市川町	市川町、八幡町、國分村、中村	酒井日愼
保護組合	印旛郡八生村	湯淺安治	
積善組合	同郡川上村	海老澤乾樹	
保善會	同郡內鄉村	四十澤文英	
免囚保護會	同郡臼井町	福山宥清	
敦恤聯合組合	長生郡茂原町	由岡日偉	
慈明會	同郡二宮本鄉村	井上日冲	
保護組合	長生郡長柄村	渡邊乾航	
慈教會	夷隅郡大原町	永野高順	
教濟會	同郡清海村	鈴木日護	
同	同郡勝浦町	西川日賢	
同	同郡豐濱村	廣瀨惠澄	
同	同郡總野村	北村准林	
同	同郡上野村	關川教孝	
興風會	一海上郡豐浦村	角田賴惠	
同	二同郡椎柴村	渡邊定宜	
同	三同郡鶴卷村	小山善識	
同	四匝瑳郡福岡町	戶村照榮	

臼井町、志津村、千代田村阿蘇村

本銚子町、銚子町、西銚子町、豐浦村、高神村、舟木村、海上村、椎柴村

旭町、飯鳴村、瀧郷村、豐岡村、飯岡村、三川村、鶴巻村、浦貝村、足川村、宮浦村

福岡町、椿海村、南吉村、匝瑳村、豐秋村、共和村、

同	五同郡野田村	南陽村、白濱村、榮村、野田村、須賀村、共興村、豐畑村、平和村
各宗協會支部	安房郡江見村	和田町　江見村
保護組合	山武郡片貝村	立石弘賢
同	同郡東金町	三嶽圓智
同	同郡公平村	藤崎通明
同	同郡上源村	山岡會俊
同	同郡大和村	横溝日薬
同	同郡土氣本郷町	中田日潭
同	同郡增穗村	堂亮雄
同	同郡福岡村	森安日覩
同	同郡豐成村	小幡親正
同	同郡大平村	龜崎日憲
同	同郡大總村	成島恭行
同	同郡白里村	齋藤敬純
各宗協會香取支部	香取郡佐原町	香取郡一圓
佛教各宗聯慈會	印旛郡根郷村	石橋地意
佐倉佛教各宗慈善會	同郡佐倉町	渡貫梅吉
慈惠組合	東葛飾郡土村	高麗祐道
免囚保護組合	君津郡天神山村	佐久間愚白
養德會	市原郡菊間村	足立文吾



六合村特志慈善會	同郡六合村	豐岡其振
岳村出獄人保護會	山武郡岳村	橋本信
瑞穗村樹恩會	同郡瑞穗村	星見紋四郎
免囚保護會	君津郡馬來田村	武長佛眼
人世救護會	同郡木更津町	飛山日甫
惠澤組合	千葉郡譽田村	竹內無著
保護組合	同郡都村	尾崎雅喬
同	印旛郡八街村	渡邊音次郎
四恩會	東隅郡御宿村	御宿村浪花村ノ內岩和田區 三神純明
慈濟會	同郡東海村	栗原惠海
各宗協會東村分會	同郡東村	篠原智善
各宗協會支部	同郡布施村	永野高順
同	同郡長者町	同　人
同	同郡中根村	同　人
國吉町保護會	東隅郡國吉町	箕輪琳淨
葛飾村慈善會	東葛飾郡葛飾村	赤星靈道
長生郡西村弘道會	長生郡西村	白井榮亮
恤救聯合組合	同郡蘊南町	今井長久

彙報

クローネ氏逝く

有名なる獨逸のクローネ氏は多年獨逸の監獄事業に貢献せられ其功勞最も多く監獄學の大家として名聲嘖々たるものありしが去二月十九日七十七歲を一期として遙焉永眠せられたりと斯界の爲め寔に痛惜の情に堪へざるなり氏の經歷及び事業に就ては追て本紙に詳記する所あるべしと雖も取敢ず茲に哀悼の意を表し併せて讀者に之を報す

第五期　監獄官練習所開所式

第五回監獄官練習所は豫報の如く三月十五日を以て開催する事となり同日十時監獄協會講堂に於て極めて質素なる開所式を擧行せり谷田所長眞木谷野兩課長豐野事務官伊藤主事藤澤木名瀨森千石渡

邊の各典獄等臨席の上先づ谷田所長は慇々迫らざる態度にて冒頭監獄協會が多くの手數を費し尠からぬ費用を抛ち練習所を開始して監獄吏員を養成する目的と性質とを叙述し次で練習生の重大なる責任と愼重なる覺悟とに就き懇切に訓誡する所あり更に進んで學問に對する心懸及び滯留中の覺悟並に在舍中の心得に關し周到なる注意を加へたる訓示演說を爲したり、右所長の演說終るや木名瀨幹事は徐ろに起つて幹事たるの責務と食物の點に付き一言し尙寄宿舍の取締又は秩序厲行等に就いては更に明日を期し寄宿舍に於て說示すべしと簡單に述ぶる所ありて全く式を了りそれより抽籤を以て席次を定め授業科目竝に講師氏名及授業時間割表等を交付して閉場を告げしは十二時に近かりき

●殺傷事故

▲陰莖を斷ちて不孝の罪を謝せんとす

千葉監獄に於て獨居拘禁に附せられ下駄表の作業を指定せられて行刑中なる懲役囚角田清治は客月四日午後突如房內にて工業用の錐を以て陰莖を突き刺し更に傍に在りし鋏を以て根部を去る約八分の處より之を切斷したり之を發見するや直ちに應急處置を施し殘虧を縫著して病監に收容し爾後治療を加へつゝあるが經過良好にして一週間計りの後は創傷癒著すべしと而して此かる行爲に出たる原因を訊ぬるに身は曾て軍事敎育を受けたるにも拘はらず遊蕩三昧に耽りたる末遂に困圍に囚わるるまでに墮落せるは寔に慚愧に堪へず兩親等に對し寧ろ死して其罪を陳謝せんと欲せしがかくては却て不孝を累ぬべきを念到し玆に陰莖を切斷せば罪過を芟除し確固たる改心を期し得らるべしとの信念に基きたるものにして素より悔悟の情に出たるものなりと

▲口論に怨を含んで相手を斬る

竊盜懲役三犯中西春雄及同四犯上村德松は共に福

井監獄に於て刑の執行を受け紙袋張業に從事中春雄は看守に對し製品束帶に使用する帶紙必要の故を以て同工場內紙截夫の許に至らんことを請ひ該紙截夫の就業場所に至り該截夫が作業の都合上暫時自己の座席を立去りたる隙に乘じ其場に在りたる紙截庖刀を取り自席に歸るや否隣席に在りし德松に斬付け顏面及頭部に四ヶ所の創傷を負はしめたるを同工場看守竝に工場前を通過せし他の看守と協力取押へたり而して其原因は前夜監房內に於て相互間感情の行違より口論を爲し被害者の爲に恥辱を受けしより怨恨骨髓に徹し之を雪さん爲めなりと斯る不法なる行爲に出でたるものなり但し被害者は治療中なるも生命に別條なく治癒までに二週間計りの經過を要すべし

▲惡漢怒つて看守を擊ち竟に死を招く

樺戶監獄に於て有期徒刑執行中なる大須賀權四郎なるものは入監以來行狀不良にして數回の懲罰を受けたる惡漢なるが三月十五日里見看守四人を收容する雜居房に至り川又看守立會の上右權四郎外三名を廊下に出だし檢査の後之を入房せしめんとしたるに爾餘三名は入房したるに獨り權四郎のみは暴言を吐き入房せざるより里見看守は之れが說諭中俄然走りて敎誨堂廊下に至りたるを以て直に追ふて之を取押へんとせし際權四郎は拳を以て同看守の面部を毆打し更に同看守の監房檢査用として携へたる棍棒を奪取るや急遽に頭上より一擊面部を毆打し負傷せしめたるも同看守は之に屈せず棍棒を奪ひ還すや權四郎は又も傍に在りたる薪を以て頑強に抵抗し殆んど危急に迫りたれば同看守も已むなく棍棒を以て渡り合へる中偶々權四郎の頭部に三ヶ所の打撲症を加へたる爲め遂に死するに至れりと

●逃走事故

▲體操と水浴が厭やさで逃出す　浦和監獄川越分監拘禁竊盜二犯懲役囚河邊半一は客月二日午前十時より第三工場累犯囚四十七人を教誨堂に押送する途中即ち第二監中廊下より左折して監房前廊下に進む折柄押送看守が自己より三四歩前きの列側に附き居り後列を監視せざるを幸ひ後尾に在りし渠は逸す可らざる好機是れ天の與へと勇み欣んで故らに唾壺に唾を吐くを裝ひ乍ら目を偸んで列を離れ逸走して第二監裏より外塀に向ひ更に塀に附きて北行し第三工場裏の汚水溜の蓋及手洗小桶各一個を塀際に持來りて之を踏臺となし身を躍らし外塀を踰越し更に外圍の杉生垣を潜り拔けて畑地に出で南方に向て逃走せり偖て此事を覺知するや一方看守は捜索に出で一方に於ては看守長分監長に急報したり然るに捜索せる看守は第二監裏に至りて足跡を發見し之を辿りて第三工場西側に至れば渠は今や將に板塀の頂きより外側に飛び下りんとする時なりき之を見るより疾く追尾し板塀を乘越へ遂に分監の南方約七丁可り隔りたる人家の庭園内に入りたるを其家人の助力によりて逮捕したり逃走の原因としては愚鈍なる渠の何等要領を得ざるも朔風凛冽天寒き此時に際し水浴及體操を課せるらるを厭ふに因るものゝ如し

▲獄衣を脫して奔逸す　福島監獄平分監に於て懲役刑執行中なる强盜傷人犯江口重助は同分監建物移轉改築等の爲め營繕大工に就業せしめありしに二月二十二日拘置監々房内便所改造方に就業中戒護看守が就業上の必要より監房裏面へ廻りたる際視線の缺けたる隙に乘じて脫出し元女工場脇に至るや素早くも獄衣を脫し同分監敷地と裁判所敷地との境界なる木柵を潜り逃走したるにより直ちに追跡を爲し且各要所々々に警戒線を張り一面平警察署の應援を求め嚴密に附近の村落山林等を捜索しつゝあるも未だ其蹤跡を認むる能はずと

▲鬱蒼たる祇園山を包圍す　大分監獄に於て拘禁中なる竊盜累犯懲役十一年囚松田熊太郎は客月三日第八區藁工場に於て就業中逃走したり今其顚末を摘記せんに本囚は元來同工場の運搬夫にして作業の素品及器械類の配布方に使役しありたり然るに月替りに當り他の受刑者に更りたるも不慣なる爲め本囚之れを補助する事となり偶〻器械配布の準備を爲す際陰かに器械箱に藏置しある莚機修繕用鉈を竊取し更に自己に配布を受くべき毛取小刀とを懷中し何喰はぬ顔して就業着席の折柄多少の混雜なるに乘じ仕上げ叺を乾燥せしむべき裝を爲し私かに工場外に出で工場外に於ては二階に之を藏置する如く裝ひ而かも工場外見張看守の隙を窺ひ不知間に二階に昇れりさて二階入口の錠前不完全なりしを以て容易に之を外づしそれより莚機失綰棒にて二階外張の壁板を突き離し同所より擔棒及竹三本を結束し之れを工場と外圍土塀との空間に架け一面藁類結束運搬用の棧欄繩約三間のものを梁に結ひ付け其一端を握持して之を渡り其繩に縋りて構外に下るや否や一目散に構外に沿ひたる耕作道を北に向ひて韋駄天の如く駈け田壠を横斷し東南に歩を取り上野村祇園山へ逃延びたり是より先き構外に在りし見張看守は其逃走者なるを覺るや直ちに追跡し一方非常を監内に急報せしかば吏員總出にて追跡に從事し倘附近警察の應援を請ひて共に捜索に努むる然るに同山は篠竹や茅葦繁茂し鬱蒼たるより容易に其所在を發見せず依て同山を包圍し非常線を張りて其動靜を覗ひし折柄同日夜に至て暗黑なるを幸ひ逃出さんとて山麓へ出たるを難なく逮捕せりと

▲白布を身に纏ふて塀を踰ゆ　堀川監獄拘禁中なる竊盜懲役囚古川一治郎は客月十四日他の囚徒と共に中山看守戒護の下に監内倉庫内の取方付及古材木整理の爲め就業し居たり巡がて古材木も略ぼ片附き今や倉庫内掃集めの塵芥を取捨てんとして庫外に出づる際初めて本犯人の居らざるを氣付き其附近を捜索せしに倉庫の南裏

手に當りて長一間半幅七寸の古材を周圍煉化塀に接續せる板塀に立掛けあるのみならず其下に本犯着用の綿入短衣を脫捨てありしを發見し玆に該塀を踰越逃走せしを覺知するや非常召集を爲し又各警察へ應援を要めて追跡に從事せり渠は逃走の際倉庫内に在りし白天笠木綿巾八尺丈六尺のものを身に纏ひ外圍を飛下るや塀に沿ふて西方に向つて遁逃したる形跡あれば非常線を張りて一面は梅田驛附近より西は西野田方面又は長柄橋附近をも警邏し更に警察署の力を借りて渠が配下の家や或は知人の處まで探索し又各方面の電車昇降場及汽車の各驛をも警戒したるも唯僅かに北區東の町南彦次郎なるもの、居宅裏庭に置き在りし古蜜柑箱内に赭色單襦袢と三尺帶及褌の遺棄せるを發見したるの外未まだ何等の手掛を得ず

●福岡監獄の移轉

勅令第五十一號を以て監獄官制中改正を加へ福岡監獄の位置を福岡市より福岡縣早良郡西町に移轉せり

●構成法と遺失物法の部分的改正

▲裁判所構成法中改正法律

（四月五日公布）

法律第六號

裁判所構成法中左の通改正す

第十三條の二　區裁判所の判事差支の爲或る事件を取扱ふことを得す且同裁判所の判事中其の代理を爲し得べき者なき場合に於て其の事件緊急なりと認むるときは地方裁判所長は地方裁判所判事に其の代理を命ずることを得

第十四條中「二百圓」を「五百圓」に改む

第十五條　區裁判所は此の法律又は他の法律に特別の規定あるものを除く外非訟事件に關る事務を取扱ふの權を有す非訟事件中登記事務は裁判所書記をして之を取扱はしむることを得

第十六條　區裁判所は刑事に於て左の事項に付裁判權を有す但し第二に記載したる罪は豫審を經ざるものに限る

第一　拘留又は科料に該る罪

第二　有期の懲役若は禁錮又は罰金に該る罪

第十六條の一及第十六條の二を削り第十六條の三を第十六條の二に改む

第十七條の二　司法大臣は區裁判所に屬する事務の一部を取扱ふ爲區裁判所出張所の設置を命ずることを得

第二十一條中「毎年」を削る

第三十七條中第二號を削り第三號を左の如く改む

第二　地方裁判所の第一審として爲したる決定及命令に對する法律に定めたる抗告

第四十條中「五人」を「三人」に改む

第四十一條中「五人」を「三人」に、「七人」を「五人」に改む

第五十條第一號を左の如く改む

第一　終審として

（イ）地方裁判所及控訴院の第二審判決に對する上告

（ロ）地方裁判所の第二審として爲したる決定及命令竝に控訴院の決定命令に對する法律に定めたる抗告

第五十三條中「七人」を「五人」に改む

第七十三條中「及第七十五條」を「乃至第七十五條」に改む

第七十四條の二　司法大臣は裁判事務上必要あるときは控訴院又は大審院の總會の決議に依り判事に轉所を命ずることを得

第八十八條第一項を左の如く改む

書記に司法大臣之を任じ及之を補す司法大臣は大審院長控訴院長檢事總長檢事長に各々其の裁判所又は檢事局の書記を地方裁判所長檢事正に各々其の裁判所及其の管轄區域内の區裁判所又は檢事局及其の局の附置せられたる地方裁判所管轄區域内の檢事局の書記を任じ及補するの權を委任することを得

第九十五條中「控訴院長」を「地方裁判所長」に改む

第百三十六條の二　合議裁判所長檢事總長檢事長檢事正は其の監督に屬する判事若は檢事をして司法行政事務の一部を取扱はしむることを得

附　則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

本法施行前裁判所の受理したる訴訟に付ては管轄に關する從前の規定を適用す但し本法に依り其の裁判所の管轄に屬するものは此の限に在らず

▲遺失物法中改正法律（四月四日公布）

法律第四號

遺失物法中左の通改正す

第九條中「第十六條」を「拾得物其の他本法の規定を準用する物件を橫領したるに」改む

第十四條中「一箇年内」を「六箇月内」に改む

第十六條　削除

●司法省監獄公文

司法省監甲第一八一號

監獄

明治三十四年一月司法省訓令第二四八〇鐵道通券の樣式爾今左の通り改む

右訓令す

大正二年三月二十九日

司法大臣　松田正久

乙種證券樣式　寸法　縱二寸五分　橫三寸

表

第　號　發行擔任者㊞（乙種）

割印

公務證券　自　何驛　至　何驛

大正　年　月　日發行

監獄名　印

乘車人　三等　監守官吏　官氏名　四　徒　人

裏

注意

一此證券ハ囚徒押送ノ爲メ乘車スル場合ニ限リ發行スルモノトス

一此證券ハ發行擔任者ニ於テ必要ノ事項ヲ記入シテ附與スルモノトス但シ記入ノ文字ハ鉛筆ヲ用ユヘカラス

一此證券ハ他人ニ讓渡スコトヲ禁ス

一此證券ニ記入ノ文字ヲ抹殺改書セシトキハ發行擔任者ノ消印アルニ非レハ無效トス

一此證券不用トナリタルトキハ發行擔任者ニ返付スルヲ要ス

一此證券ヲ紛失シタルトキハ券面番號其他必要ノ事項ヲ速ニ發行擔任者ニ屆出ツルヲ要ス

一此證券ノ有效期間ハ發行ノ日ヨリ三十日以內トス

司法省監甲第一八一號

鐵道通券改正の件別紙訓令相成候處右は各廳に於て發行の鐵道通券は其樣式區々にして取扱上不便勘からさるに付鐵道院より改正方交涉有之其要求に應したる儀に有之而して私設鐵道會社に對する分も本通券を使用相成度常時私設鐵道に由り押送

丙種證券樣式　寸法　縱二寸五分　橫三寸

表

第　號　發行擔任者㊞（丙種）

割印

公務證券　自　何驛　至　何驛

大正　年　月　日發行

監獄名　印

乘車人　三等　監守官吏　官氏名　年齡

裏

注意

一此證券ハ監守官吏カ囚徒押送ノ爲メ出張若クハ歸任スルニ際シ單獨ニテ乘車スル場合ニ限リ發行スルモノトス

一此證券ハ發行擔任者ニ於テ必要ノ事項ヲ記入シテ附與スルモノトス但シ記入ノ文字ハ鉛筆ヲ用ユヘカラス

一此證券ハ一人一葉ニ限ルモノトス

一此證券ハ他人ニ讓渡スコトヲ禁ス

一此證券ニ記入ノ文字ヲ抹殺改書セシトキハ發行擔任者ノ消印アルニ非レハ無效トス

一此證券不用トナリタルトキハ發行擔任者ニ返付スルヲ要ス

一此證券ヲ紛失シタルトキハ券面番號其他必要ノ事項ヲ速ニ發行擔任者ニ屆出ツルヲ要ス

一此證券ノ有效期間ハ發行ノ日ヨリ三十日間トス

することある監獄に於ては改正證券を添へ改正の趣關係會社へ通告相成度此段及通牒候也

大正二年三月二十九日

司法省監獄局長　谷田三郎

監獄典獄御中

司法省會主甲第三七〇號

監獄

大正二年度歲入歲出科目は明治四十五大正元年度分を適用す該科目に適合せさる收入又は支出あるときは其都度具申すへし

右訓令す

大正二年四月八日

司法大臣　松田正久

叙任

福岡監獄詰ヲ命ス　（市谷看守長　三輪榮太郎）

四級俸給與

市谷監獄詰ヲ命ス　（福岡）看守長　柴田常次郎

依願免本官　（樺戸）看守長　菅原鶴吉

（大分）看守長　師子鹿久太郎

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス



會報

●茶話會例會

例會たる茶話會は三月十五日（第三土曜日）午後二時より本會講堂に於て開催し過般歐洲より歸朝せる檢事法學士皆川治廣氏の講演ありたるが氏は歐洲職業犯人の研究と題し瑞西のライス博士の說を講演の基礎となし犯人の研究は先以て習癖を知るを必要なりとし殊に刑事執行官の如き犯人の實際に觸接して研究するに非すして單に學說や法則のみに依りて律するは其の眞髓を得るものに非すとの冒頭を置きそれより都市を目的とする犯罪人と地方を目的とする犯罪人と異る所以を述べ進んで犯罪人の年齡、時候に依り犯人の數の異ることより一轉して幼年犯罪者に論及し更に國際犯罪團の事と犯罪人習癖の種類を擧げて詳細に說明し終りに犯罪團の組織を叙し最後に自己の意見として犯罪人を支配する法則は普通人を支配する法則と何等異るものに非すして動物視する說に反對し彼等は生存上奇道を取るものなりと云を得べきも決して一般世人に遲るゝものに非らずと斷じて講論を結べり氏の演說は二時間の長きに亙りたるも論理明晰一絲紊れす剴切の辯宛かも物を囊に探ぐるが如く聽者をして能く要領を會得せしめ倦まざらしめたり當日出席者芳名如左

野村清馨　勝水淳行　下田俊八

中村才一郎　奥山虎吉　桁居季雄

小池留吉　松宮政友　久田博人

羽柴瑪之助　石川亥之松　肥後正彥

淵名慶太　久能源之助　丹山長清

阪井例　小原綱五郎　山澤新八

遠藤作馬　矢部龜太郎　加藤市藏

岩井末吉　黄田長平　川島唯次郎

篠田又吉　引野信夫　木島正三

中村基吉　佐藤丈作　田村英一

皆藤寅次郎　三輪榮太郎　高橋金四郎

佐藤彌市郎　平田修司　石田又四郎

常石政次郎　小峰直一　山田警　東方政雄　山下進之輔　中野一郎
大久保浪吉　玉川吉六郎　波邊福太郎　濱本馬藏　近藤眞三郎　兒玉才左衛門
梅本增次郎　林義右衛門　澤繼之助　藤澤清　卜部基　仲地清雄
塚越德司　佐藤文太郎　田中瀧藏　石黑誠一　岸田知太郎　末長忠次郎
正木みち　吉矢嘉助　赤松勝雄　植田喜太郎　北村喜一郎　富松聖治
西村松男　原卓一　田中音之　江蚊猛　壬生積治　尾崎吉次郎
田端喜三郎　下河純英　堀江哲文　深尾政藏　長沼房吉　中島宇吉
鈴木伊三則　圖權一　君塚庄次郎　賀內利吉　榎津鹿之輔　武笠龍太郎
越谷泰圓　瀨木慶惠　福永晉三　白坂靖　岡山喜代太郎　由吉馬之助
武田義藏　島山圓諦　藤澤篤　來川來太郎　原口淺太郎　龍輪市太郎
山家見龍　黑瀨知圓　宇多徹誠　生天目外作　真包勝太　橫山藤三郎
圓津宗雄　須藤藤吉　佐伯導信　松田正藏　島田榮藏　鳴谷與三
山本淺吉　吉橋順平　福島三治　吉川一江　佳江敬義　香川又二郎
寺內晃　岡崎常一　古田學　渡邊新平　山口知信　辻敬助
小川信男　寺島太作　清田逢三　木名瀨龍助　千石學　森元祐
島村四郎　梅津幸市　神澤定喜　千石學　渡邊武直　豐野胤珍
古賀大藏　須藤璣　齋藤義一　藤澤正啓　豐野胤珍　谷野格
長季貨　稻井智珪　岡田瀧藏　眞木喬　谷野格　谷田三郎
福村與三太郎　鹿野正五郎　本間勘吉　井上松太郎　西阪照海　金子典
藤田純孝　犬伏秀世　井上松太郎　西阪照海　金子典
雨村信七　堀江藤次郎　西阪照海　金子典
阿部年吉　田瀨讓吉　金子典

◉本會の贈與

本協會寄附行爲第五條第一項第九號に依り同會則第十一條に準ひ三月中に贈與したる金額並に氏名

左の如し

金四拾七圓　典獄　山縣齋高（退監）
金三圓　看守　金澤富永榮次郎（退職）
金四圓　看守長　宮城坂本衛吉（同）
金三圓　看守　都築彦右衛門（同）
金五圓　同　川村命之（同）
金五圓　同　宇角理宣之助（同）
金三圓　同　佐藤孝藏（同）
金五圓　看守長　橫濱桐貝國太郎（同）
金三圓　看守　和歌山神前勝次郎（同）
金三圓　同　京都大瀨岩次郎（同）
金三圓　同　長崎山田芳太郎（同）
金三圓　同　盛岡中村萬之助（同）
金四圓　同　勝所垣野與吉（同）
金五圓　同　佐賀古瀨伊三（同）
金三圓　同　水戶小園井湖次郎（同）
金三圓　看守長　千葉勝寅松（同）
金三圓　看守　大阪大橋八五郎（同）
金三圓　同　海堀知明（同）
金拾貳圓　同　故野瀨嘉則遺族（死亡）
金七圓　同　同　故野田才吉遺族（同）
金四圓　看守長　網走鈴木正昶（退職）

金三圓　同　同　警田正三郎（同）
金三圓　看守　同　細井傳吉（同）
金三圓　同　同　梅澤清作（同）
金三圓　同　同　鶴橋寬造（同）
金三圓　同　同　安藤爲十郎（同）
金三圓　同　同　齋藤謙藏（同）
金三圓　同　同　原助太郎（同）
金三圓　同　同　植村七之助（同）
金五圓　同　同　堀川柿原松平（同）
金拾五圓　同　同　宇都宮故大島菊三郎遺族大島元藏（死亡）
金九圓　同　同　網走故冨田藤太郎遺族（同）

◉理事と主事の出張

本會の理事たる谷野獄務課長は福島監獄及各分監巡閱の爲め去る十二日出張せられ伊藤主事も亦同日を以て福島市に於ける佛教慈善會總會に臨席旁出獄人保護事情視察の爲め同地へ赴かれたり

會費送附方

肩書 番地	東京市麹町區西日比谷町 壹番地	
宛名	監獄協會理事　眞木喬	
振込局名	司法省內郵便局	

大正二年四月二十日發行　（定價金拾貳錢）

發行兼編輯人　東京市牛込區市ヶ谷谷町五十三番地　豐野胤珍

印刷人　東京市四谷區愛住町二番地　磯村政富

印刷所　東京市麹町區下六番町十七番地　同勞舍

發行所　東京市麹町區西日比谷町壹番地　電話新橋壹參六八番　監獄協會

賣捌所　東京市四谷區愛住町二番地　東京書院